

事務事業現況調書

相模原市・城山町・津久井町・相模湖町・藤野町

第 5 回 相模原市・藤野町合併協議会

事務事業現況調書 目次

報告第11号 各種事務事業の取扱いについて（Ｃランク）その3

建築部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
選挙管理委員会部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	50
監査委員部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	68
会計部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	80

各種事務事業の取扱いについて
(Cランク) その3

建 築 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	建築部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	地区計画推進経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築総務課	都市計画課 都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法、都市計画法、相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	建築基準法、都市計画法、相模原都市計画川尻原宿地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、相模原都市計画川尻向原地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例			
歳出予算額（平成17年度）	708千円	0千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 計画的に市街地整備を図るべき地区、良好な環境の維持保全をすべき地区等について地区計画や建築協定等の推進に向けて関係権利者と調整する。また、地区計画・建築協定を推進するため、アドバイザーを派遣し、市民のまちづくり活動を支援する。</p> <p>【平成16年度の事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドリームスクエア東林間地区の建築協定の建築基準法による認可及び案内板作成（1基） ・豊町地区において、地区計画を平成17年5月18日 都市計画決定 <p>【平成15年度の事業の概要（実績）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドリームスクエア相模大野建築協定案内板作成（1基）、 ・ドリームスクエア相模大野、相模大野御園2丁目住宅地の2地区の建築協定の建築基準法による認可 ・豊町地区において地区計画を推進 <p>【地区計画の決定及び建築協定の認可状況】 （平成17年5月現在）</p> <p>地区計画 24地区 計画決定 建築協定 21地区 認可</p> <p>【参考】 平成17年度予算額（主なもの） （委託料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画推進アドバイザー派遣 300千円 （1回30千円×10回） ・建築協定案内板作成委託 2地区×1基×111千円＝222千円 <p>（印刷製本費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画パンフレット印刷 2地区×78千円＝156千円 	<p>【目的】 計画的に市街地整備を図るべき地区、良好な環境の維持保全をすべき地区等について地区計画を推進する。 アドバイザー制度なし。</p> <p>【平成17年度の計画予定】 なし</p> <p>【平成16年度実績】 なし</p> <p>【地区計画の決定及び建築協定の認可状況】 （平成17年5月現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画 3地区 （計画決定） ・建築協定 2地区 （県認可） 	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	建築審査会経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築総務課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法、相模原市建築審査会条例				
歳出予算額（平成17年度）	770千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>1. 事業内容 相模原市建築審査会の開催等に係る経費</p> <p>2. 職務内容 ・ 建築基準法に基づく同意 ・ 建築基準法第94条の審査請求に関する裁決 ・ 市長の諮問に関する答申 ・ 関係行政機関への建議</p> <p>3. 委員定数 法律・建築・都市計画・公衆衛生・行政の各分野から5名の委員により組織されている</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築審査会、全国建築審査会会長会議、 ・ 県特定行政庁建築審査会連絡会の報酬・旅費 ・ 建築審査会会議録作成委託料 ・ 全国建築審査会協議会負担金、県特定行政庁建築審査会連絡会負担金 <p style="margin-left: 20px;">以上の事業費の合計 770,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	建築部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	都市デザイン推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	建築総務課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等				相模湖町街並み景観形成要綱	
歳出予算額（平成17年度）	1,770千円			0千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円			0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>都市景観形成基本計画に基づき、魅力ある都市景観の創造を総合的かつ計画的に推進するため、重点施策の推進を図りながら、公共事業において先導的に取り組むとともに、市民・事業者への意識啓発やPRを図る。</p> <p>【内容】</p> <p>都市デザイン委員会の運用 公共事業における都市デザイン計画等の検討を行う庁内審議機関、専門的な助言及び指導を得るための都市デザインアドバイザーを置く。</p> <p>都市デザインアドバイザー制度の運用 公共事業等の担当者に対し、専門的、技術的見地から都市デザインアドバイザーによる具体的助言及び指導を行う制度。</p> <p>都市デザイン整備計画策定調査事業 景観拠点地区における都市デザイン計画、大規模公共事業等における都市デザイン配慮事項等を策定するもの。 地区のイメージを明確にするための統一的な目標や指針となる。</p> <p>まちなみウォッチングの実施 市民一人一人が景観を市民共有の財産として認識していけるようなきっかけとして、まちを見て歩き、まちの景観資源を知り、まちに親しみを持ってもらうことを目的とする。公募市民により、4日間の日程で行い、最後にまちのイメージをまとめていくもの。</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】</p> <p>地域の特性を活かした魅力ある景観を守り、育て、創造することにより、総合的かつ計画的な美しい街並みを形成し、ひとと自然が響き合う美しい林間都市を実現する。</p> <p>【内容】</p> <p>街並み景観形成地区の指定 町長は街並み景観形成を重点的に推進する地区を指定することが出来、その場合、その旨を公告し、関係図書を公衆の縦覧に供する。 街並み景観形成の方針及び基準の策定 町長は建築物又は工作物の規模、形態、意匠、位置、外構、緑化等、必要な方針、基準を定める。</p> <p>住民参加 相模湖町まちづくり条例に基づく地域まちづくり協議会は景観形成の目標、基準を提案することが出来る。</p> <p>助言、指導 町長は必要な助言、指導を行なう。</p> <p>表彰 町長は景観形成に寄与していると認められる建築物等の所有者、設計者、その他関係者を表彰することが出来る。</p> <p>*現在は「内郷東地区街並み景観形成区域」1箇所のみ指定されている。</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	建築部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
11	都市デザイン推進事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>開発指導要綱事前協議における景観誘導 景観拠点地区における民間の大規模建築物 開発や戸建て開発等において、周辺環境と調 和した良好な都市景観形成となるよう誘導を 図っている。</p> <p>【参考】 平成17年度事業の主な内容 ・都市デザイン推進アドバイザー 報償費 420,000円 ・まちなみウォッチング事業支援委託 委託料 600,000円 ・都市デザイン整備計画策定調査委託 委託料 600,000円 ・都市づくりパブリックデザインセンター賛助 会員負担金 50,000円 ・かながわデザイン機構年会費 100,000円</p>				

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	建築部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	屋外広告物許可等経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築総務課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	屋外広告物法 相模原市屋外広告物条例				
歳出予算額（平成17年度）	655千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成15年4月に施行された相模原市屋外広告物条例に基づき、市内の美観風致の維持及び公衆に対する危害の防止を図るため条例を運営していくもの。</p> <p>【内容】 屋外広告物許可事務 市内を6つの許可地域に分類し、各々の広告物の種類、面積要件等により、許可申請を処理するもの。</p> <p>屋外広告物審議会開催（年2回） 審議会委員7名により市内屋外広告物についての審議を行うもの。</p> <p>十都県市協議会負担金 首都圏における東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、横浜市、川崎市、横須賀市、さいたま市、千葉市、相模原市の屋外広告物協議会</p> <p>【参考】 平成17年度屋外広告物事業費の主な内訳 ・審議会委員謝礼 ・屋外広告物審議会委員旅費 ・十都県市協議会負担金 経費合計 655,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
13	相模原市建築基準条例		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築総務課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法、相模原市建築基準条例				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 建築基準法の規定に基づき、区域等の指定及び建築物等の制限の附加を行うもの。</p> <p>【内容】 建築基準法第39条（災害危険区域）、第40条（建築物の敷地、構造等の条例による制限の附加）、第43条第2項（敷地等と道路との関係についての条例による制限の附加）、第56条の2第1項（条例による日影時間の指定）の規定による区域等の指定及び建築物等の制限の附加について必要な事項を定めている。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	建築基準法に規定する許可、認定及び認可並びに指定（道路に関するものを除く）		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築総務課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法、相模原市建築審査会条例、相模原市建築審査会条例施行規則、相模原市建築基準条例、相模原市特別工業地区建築条例、相模原市建築許可当取扱規則、相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 建築基準法の規定に基づき原則的に禁止されている事項について、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるときあるいは公益上やむを得ないと認められるときに、特定行政庁が特別にその禁止事項を解除するもの</p> <p>【内容】 許認可基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 建築基準法第43条ただし書の規定による許可に係る包括同意基準 2) 建築基準法第44条第1項第二号の規定による道路内に建築するバス停留所等の上屋の許可取扱い方針 3) 建築基準法第44条第1項第二号の許可（バス停留所等の上屋の許可）に係る包括同意基準 4) 建築基準法第44条第1項第四号の許可に係る審査基準 5) 建築基準法第48条の許可に係る審査基準 6) 建築基準法第51条の許可に係る審査基準 7) 建築基準法第55条第2項に基づく建築物の高さに関する認定基準 8) 建築基準法第55条第3項第2号の許可に係る審査基準 9) 建築基準法第56条の2第1項ただし書による許可に係る包括同意基準 10) 建築基準法第59条の2の規定に基づく総合設計制度許可取扱実施基準 11) 建築基準法第85条第4項に基づく仮設建築物の建築許可に係る運用指針 12) 建築基準法第86条の規定に基づく相模原市総合的設計による一団地の建築物の取扱い基準 13) 建築基準法第68の2の規定に基づく地区計画の区域内における建築物の制限 	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	建築基準法（第9条を除く）に規定する意見の聴取		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築総務課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 建築基準法の規定に基づく公開による意見の聴取について、建築基準法に定めのあるもののほか、「建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則」の定める規定により取り扱っている。</p> <p>【内容】 意見の聴取を行おうとする者は、請求の理由等を記載した書面を市長に提出し、口頭陳述により行う。 なお、建築基準法第48条但し書きの許可における利害関係人は、該当地の敷地境界線から50メートル範囲内の土地所有者、建物所有者及び居住者としている。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い	建築部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
16	租税特別措置法に規定する優良な住宅及び良質な住宅の認定	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築総務課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課	
根拠法令等	地方自治法（手数料徴収） 相模原市手数料条例 租税特別措置法（認定事務） 神奈川県事務処理の特例に関する条例（事務委任）	地方自治法（手数料徴収） 城山町手数料条例 租税特別措置法（認定事務） 神奈川県事務処理の特例に関する条例（事務委任）	津久井町手数料徴収条例	地方自治法（手数料徴収） 相模湖町優良な宅地の造成の認定及び優良な住宅の新築の認定に関する規則・相模湖町手数料条例・租税特別措置法（認定事務）・神奈川県事務処理の特例に関する条例（事務委任）	地方自治法（手数料徴収） 藤野町優良な宅地の造成の認定及び優良な住宅の新築の認定に関する規則・藤野町手数料条例・租税特別措置法（認定事務）・神奈川県事務処理の特例に関する条例（事務委任）	
歳出予算額（平成17年度）	0千円	172（開発指導管理経費の総額を計上）	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 優良住宅認定制度とは、優良な住宅の供給に資する土地の譲渡について税制上の優遇措置を講じたものであり、もって住宅用地の供給とその有効な利用を確保することを目的としている。</p> <p>【内容】 租税特別措置法に基づく優良住宅の認定を行った場合、認定済証を交付する。</p> <p>【根拠条項】 1 租税特別措置法（＝「法」）に基づく事務 県知事認定分が事務委任されたものについて 法第28の4第3項第6号 若しくは 法第63第3項第6号 又は 法第31条の2第2項第15号ニ 若しくは 法第62の3第4項第15号ニ 市町村長認定分について 法第28の4第3項第7号ロ 若しくは 法第63第3項第7号ロ 又は 法第31条の2第2項第12号ニ 若しくは 法第62の3第4項第12号ニ 2 租税特別措置法等の一部を改正する法律 （＝「法」）に基づく事務 県知事認定分が事務委任されたものについて 法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされ、又は法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第63条の2第3項第2号 市町村長認定分について 法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされ、又は法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第63条の2第3項第3号ロ</p> <p>【審査基準】 租税特別措置法に基づく認定で、具体的な審査基準については、建設省告示及び通達のとおり。</p> <p>【行政手続法に基づく標準処理期間】 認定の種類ごとに総日数5又は7日(休日含まない)。</p>	<p>【目的】 優良住宅認定制度とは、優良な住宅の供給に資する土地の譲渡について税制上の優遇措置を講じたものであり、もって住宅用地の供給とその有効な利用を確保することを目的としている。</p> <p>【内容】 租税特別措置法に基づく優良住宅の認定を行った場合、認定済証を交付する。</p> <p>【根拠条項】 1 租税特別措置法（＝「法」）に基づく事務 市町村長認定分について 法第28の4第3項第7号ロ 若しくは 法第63第3項第7号ロ 又は 法第31条の2第2項第12号ニ 若しくは 法第62の3第4項第12号ニ 2 租税特別措置法等の一部を改正する法律 （＝「法」）に基づく事務 市町村長認定分について 法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされ、又は法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第63条の2第3項第3号ロ</p> <p>【審査基準】 租税特別措置法に基づく認定で、具体的な審査基準については、建設省告示及び通達のとおり。</p> <p>【行政手続法に基づく標準処理期間】 認定の種類ごとに総日数5又は7日(休日含まない)。</p>	<p>【目的】 優良住宅認定制度とは、優良な住宅の供給に資する土地の譲渡について税制上の優遇措置を講じたものであり、もって住宅用地の供給とその有効な利用を確保することを目的としている。</p> <p>【内容】 租税特別措置法に基づく優良住宅の認定を行った場合、認定済証を交付する。</p> <p>【根拠条項】 1 租税特別措置法（＝「法」）に基づく事務 県知事認定分が事務委任されたものについて 法第28の4第3項第6号 若しくは 法第63第3項第6号 又は 法第31条の2第2項第14号ニ 若しくは 法第62の3第4項第14号ニ 市町村長認定分について 法第28の4第3項第7号ロ 若しくは 法第63第3項第7号ロ 又は 法第31条の2第2項第14号ニ 若しくは 法第62の3第4項第14号ニ 2 租税特別措置法等の一部を改正する法律 （＝「法」）に基づく事務 県知事認定分が事務委任されたものについて 法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされ、又は法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる法第1条の規定による改正前の租税特別措置法第63条の2第3項第3号ロ</p> <p>【審査基準】 租税特別措置法に基づく認定で、具体的な審査基準については、建設省告示及び通達のとおり。</p> <p>【行政手続法に基づく標準処理期間】 認定の種類ごとに総日数5又は7日(休日含まない)。</p>	<p>【目的】 優良住宅認定制度とは、優良な住宅の供給に資する土地の譲渡について税制上の優遇措置を講じたものであり、もって住宅用地の供給とその有効な利用を確保することを目的としている。</p> <p>【内容】 租税特別措置法に基づく優良住宅の認定を行った場合、認定済証を交付する。</p> <p>【根拠条項】 1 租税特別措置法（＝「法」）に基づく事務 市町村長認定分について 法第28の4第3項第7号ロ 若しくは 法第63第3項第7号ロ 又は 法第31条の2第2項第12号ニ 若しくは 法第62の3第4項第12号ニ 2 租税特別措置法等の一部を改正する法律 （＝「法」）に基づく事務 市町村長認定分について 法附則第7条及び第20条の規定の適用を受けている場合にあっては、なお、従前の例による。</p> <p>【審査基準】 租税特別措置法に基づく認定で、具体的な審査基準については、建設省告示及び通達のとおり。</p> <p>【行政手続法に基づく標準処理期間】 認定の種類ごとに総日数5又は7日(休日含まない)。</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	相模原市地区計画等の案の作成手続に関する条例		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築総務課	都市計画課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法	都市計画法			
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市計画法第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項の揭示方法及び意見の提出方法について必要な事項を定める。</p> <p>【内容】 地区計画等の案を作成しようとする場合、地区計画等の種類、名称及び位置、縦覧場所を公告し、2週間、縦覧する、また、必要があれば説明会の開催等を行う。</p>	<p>【目的】 都市計画法第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項の揭示方法及び意見の提出方法について必要な事項を定める。（城山町地区計画等の案の作成手続に関する条例）</p> <p>【内容】 地区計画等の案を作成しようとする場合、地区計画等の種類、名称、位置及び区域、縦覧場所を公告し、2週間の縦覧をする。また、必要があれば説明会の開催等を行う。</p>	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	地区計画等の区域内における建築行為等の届出		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築総務課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	172（開発指導管理経費の総額を計上）	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市計画法第58条の2の規定に基づき、地区計画の区域内において、建築物の建築等する場合は、着手前に届け出を義務づけている。</p> <p>【内容】 届出が必要となる行為は、次のとおり。 土地の区画形質の変更 建築物の建築又は工作物の建設 建築物等の用途の変更 建築物等の形態又は意匠の変更 木竹の伐採 この届出は、当該行為に着手する30日前までに、届出書の提出を義務づけている。 平成15年度届出件数 79件</p>	<p>【目的】 都市計画法第58条の2の規定に基づき、地区計画の区域内において、建築物の建築等する場合は、着手前に届け出を義務づけている。</p> <p>【内容】 届出が必要となる行為は、次のとおり。 土地の区画形質の変更 建築物の建築又は工作物の建設 建築物等の用途の変更 建築物等の形態又は意匠の変更 木竹の伐採 この届出は、当該行為に着手する30日前までに、届出書の提出を義務づけている。 平成16年度届出件数 84件</p>	<p>【目的】 都市計画法第58条の2の規定に基づき、地区計画の区域内において、建築物の建築等する場合は、着手前に届け出を義務づけている。</p> <p>【内容】 届出が必要となる行為は、次のとおり。 土地の区画形質の変更 建築物の建築又は工作物の建設 建築物等の用途の変更 建築物等の形態又は意匠の変更 木竹の伐採 この届出は、当該行為に着手する30日前までに、届出書の提出を義務づけている。</p> <p>【基礎数値】 平成16年度届出件数 4件</p>	<p>【目的】 都市計画法第58条の2の規定に基づき、地区計画の区域内において、建築物の建築等する場合は、着手前に届け出を義務づけている。</p> <p>【内容】 届出が必要となる行為は、次のとおり。 土地の区画形質の変更 建築物の建築又は工作物の建設 建築物等の用途の変更 建築物等の形態又は意匠の変更 木竹の伐採 この届出は、当該行為に着手する30日前までに、届出書の提出を義務づけている。</p> <p>平成16年度届出件数 4件</p>	<p>【目的】 都市計画法第58条の2の規定に基づき、地区計画の区域内において、建築物の建築等する場合は、着手前に届け出を義務づけている。</p> <p>【内容】 届出が必要となる行為は、次のとおり。 土地の区画形質の変更 建築物の建築又は工作物の建設 建築物等の用途の変更 建築物等の形態又は意匠の変更 木竹の伐採 この届出は、当該行為に着手する30日前までに、届出書の提出を義務づけている。</p> <p>藤野町における地区計画はない。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	建築基準法第16条の規定に基づく国土交通大臣又は県知事への報告		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築総務課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法				
歳出予算額(平成17年度)	0千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【内容】 建築基準法第16条の規定により、毎年度、神奈川県県土整備部建築指導課を通じ国土交通省住宅局建築指導課へ「建築基準法施行関係統計報告」を提出している。</p> <p>【事務の流れ】 神奈川県からの依頼を受けて、建築確認担当課と連絡調整を図り調査票に必要事項を記入の上提出する。</p> <p>【その他】 市街地建築行政の基礎資料として、国土交通省住宅局市街地建築課から神奈川県を通じて、「建築基準法施行状況調査」がある。同様に、建築確認担当課と連絡調整を図り回答している。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	建築部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	用途地域の指定のない区域における建築形態制限について	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築総務課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法、相模原市建築基準条例	建築基準法	建築基準法	建築基準法	建築基準法
歳出予算額（平成17年度）	0千円	172（開発指導管理経費の総額を計上）	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市計画法及び建築基準法の一部改正により、用途地域の指定のない区域において、土地利用の状況等に応じた容積率、建ぺい率等の建築形態制限について、区域を区分して指定し、平成16年5月1日から施行。</p> <p>【内容】 用途地域の指定のない区域における建築形態制限を次のように指定。 容積率、建ぺい率、道路斜線制限、隣地斜線制限について 建築基準法第52条第1項第6号の規定により定める数値 区域1 10分の10 区域2 10分の8 区域3 10分の200 建築基準法第53条第1項第6号の規定により定める数値 区域1 10分の5 区域2 10分の5 区域3 10分の6 建築基準法第56条第1項第1号及び法別表第3（に）欄5項の規定により定める数値 区域1 1.25 区域2 1.25 区域3 1.25 建築基準法第56条第1項第2号二の規定により定める数値 区域1 1.25 区域2 1.25 区域3 1.25</p> <p>日影規制について 市街化調整区域に日影規制を設けるため、区域、対象建築物及び日影時間を次のとおり指定。 ・区域 市街化調整区域 ・対象建築物 軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物 ・日影時間 3時間 2時間 平均地盤面からの高さ 1.5m</p>	<p>【目的】 都市計画法及び建築基準法の一部改正により、用途地域の指定のない区域において、土地利用の状況等に応じた容積率、建ぺい率等の建築形態制限について、区域を区分して指定し、平成16年4月1日から施行。</p> <p>【内容】 用途地域の指定のない区域における建築形態制限を次のように指定。 容積率、建ぺい率、道路斜線制限、隣地斜線制限について 建築基準法第52条第1項第6号の規定により定める数値 10分の10 建築基準法第53条第1項第6号の規定により定める数値 10分の10 建築基準法第53条第1項第6号の規定により定める数値 10分の5 建築基準法第56条第1項第1号及び法別表第3（に）欄5項の規定により定める数値 1.25 建築基準法第56条第1項第2号二の規定により定める数値 1.25</p> <p>日影規制について 日影規制を設けるため、区域、対象建築物及び日影時間を次のとおり指定。 ・区域 都市計画区域内で用途地域の指定のない区域 ・対象建築物 軒の高さが10mを超える建築物 ・日影時間 4時間 2.5時間 平均地盤面からの高さ 4m</p>	<p>【目的】 都市計画法及び建築基準法の一部改正により、用途地域の指定のない区域において、土地利用の状況等に応じた容積率、建ぺい率等の建築形態制限について、区域を区分して指定し、平成16年4月1日から施行。</p> <p>【内容】 用途地域の指定のない区域における建築形態制限を次のように指定。 容積率、建ぺい率、道路斜線制限、隣地斜線制限について 建築基準法第52条第1項第6号の規定により定める数値 10分の10 建築基準法第53条第1項第6号の規定により定める数値 10分の5、 反畑、国道412号線沿道地域 10分の20 その他 10分の10 建築基準法第53条第1項第6号の規定により定める数値 自然公園特別地域 10分の30 反畑、国道412号線沿道地域 10分の60 その他 10分の50 建築基準法第56条第1項第1号及び法別表第3（に）欄5項の規定により定める数値 自然公園特別地域 1.25 反畑、国道412号線沿道地域 1.50 その他 1.25 建築基準法第56条第1項第2号二の規定により定める数値 すべての地域 1.25 日影規制について 非線引き白地区域に日影規制を設けるため、区域、対象建築物及び日影時間を次のとおり指定。 ・区域 非線引き白地区域 ・対象建築物 最高高さが10mを超える建築物 軒の高さが7mを超える建築物 ・日影時間 4時間 2.5時間 平均地盤面からの高さ 4m</p> <p>* 上記は特定行政庁である神奈川県が決定する</p>	<p>【目的】 都市計画法及び建築基準法の一部改正により、用途地域の指定のない区域において、土地利用の状況等に応じた容積率、建ぺい率等の建築形態制限について、区域を区分して指定し、平成16年4月1日から施行。</p> <p>【内容】 用途地域の指定のない区域における建築形態制限を次のように指定。 容積率、建ぺい率、道路斜線制限、隣地斜線制限について 建築基準法第52条第1項第6号の規定により定める数値 自然公園特別地域 10分の5 幹線道路沿線地域など 10分の10 湖畔地域 10分の20 上記以外の地域 10分の10 建築基準法第53条第1項第6号の規定により定める数値 自然公園特別地域 10分の3 幹線道路沿線地域など 10分の6 湖畔地域 10分の6 上記以外の地域 10分の5 建築基準法第56条第1項第1号及び法別表第3（に）欄5項の規定により定める数値 自然公園特別地域 1.25 幹線道路沿線地域 1.25 湖畔地域 1.5 上記以外の地域 1.25 建築基準法第56条第1項第2号二の規定により定める数値 すべての地域 1.25 日影規制について 非線引き白地区域に日影規制を設けるため、区域、対象建築物及び日影時間を次のとおり指定。 ・区域 非線引き白地区域 ・対象建築物 最高高さが10mを超える建築物 軒の高さが7mを超える建築物 ・日影時間 4時間 2.5時間 平均地盤面からの高さ 4m</p> <p>* 上記は特定行政庁である神奈川県が決定する</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	マンション管理対策推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	マンション管理適正化の推進に関する法律				
歳出予算額（平成17年度）	134千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】マンション居住者による自主的な維持管理に対する取り組みを支援する。</p> <p>【内容】専門家によるセミナーを開催する。 事業名 平成16年度マンション管理セミナー 日時 平成16年10月16日(土)午後1時3分から 会場 相模原市立産業会館 大研修室 主催 相模原市 協賛 (社)かながわ住まい・まちづくり協会</p> <p>参加者 60名 参加費 無料</p> <p>【参考】 平成16年度実施状況 マンション管理セミナー開催 1回</p>	<p>該当なし 城山町開発指導要綱及び城山町中高層建築物指導要綱により事業者に対する指導は実施しているが、行政からの啓発推進は図っていない。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	建築に係る総合相談		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	なし あっせんについては、相模原市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例による	城山町中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する要綱による			
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 建物の建築に伴う近隣住民からの各種苦情、相談に応じる。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般建築物に関する相談 建築に伴って発生する工事被害、日照障害、騒音・振動等民事上の相談・苦情に対する法的な説明、アドバイスや市の法律相談、関係機関等を紹介。相談内容により確認申請及び現地を調査し工事施工者等に善処を要請。 中高層建築物に関する相談 受けた相談等の法的な説明とアドバイスを行い、内容により設計代理人等に相談者の要望内容を伝え話し合いによる解決の指導。当事者間で話し合いがつかず、双方から申し出があったときはあっせんを行う。 マンションに関する相談 マンションの管理等に関する相談に対するアドバイス、関係機関等の紹介。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築相談員 2名 16年度相談件数 中高層建築物以外のも 65件 中高層建築物に係るもの 48件 	<p>【目的】 建物の建築に伴う近隣住民からの各種苦情や相談に応じる。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般建築物に関する相談 建築に伴って発生する工事被害、日照障害、騒音・振動等の民事上の相談・苦情に対する法的な説明、アドバイスや町の法律相談、関係機関等を紹介。 中高層建築物に関する相談 相談内容に対する説明とアドバイスを行い、内容により設計代理人等に相談者の要望内容を伝え話し合いによる解決の指導。当事者間で話し合いがつかず、双方から申し出があったときはあっせんを行う。 	<p>【目的】 建物の建築に伴う近隣住民からの各種苦情や相談に応じる。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般建築物に関する相談 建築に伴って発生する工事被害、日照障害、騒音・振動等の民事上の相談・苦情に対する法的な説明、アドバイスや町の法律相談、関係機関等を紹介する。 内容により設計代理人、工事監理者等に相談者の要望内容を伝え、話し合いによる解決の指導をおこなう。 あっせん、調停は扱っていない。 	<p>【目的】 建物の建築に伴う近隣住民からの各種苦情や相談に応じる。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般建築物に関する相談 建築に伴って発生する工事被害、日照障害、騒音・振動等の民事上の相談・苦情に対する法的な説明、アドバイスや町の法律相談、関係機関等を紹介する。 内容により設計代理人、工事監理者等に相談者の要望内容を伝え、話し合いによる解決の指導をおこなう。 あっせん、調停は扱っていない。 	<p>【目的】 建物の建築に伴う近隣住民からの各種苦情や相談に応じる。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般建築物に関する相談 建築に伴って発生する工事被害、日照障害、騒音・振動等の民事上の相談・苦情に対する法的な説明、アドバイスや町の法律相談、関係機関等を紹介する。 あっせん、調停は扱っていない。

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の施行に関する規則				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成8年4月に県から事務委任、平成15年4月の法改正により建築主事を置く行政の事務となる。 高齢者、身体障害者等が不自由なく建築物を利用できるような基準（利用円滑化誘導基準）にあった建築物について認定を行う。</p> <p>【内容】 認定申請のあった件について審査認定を行う。 確認申請、開発協議等の機会をとらえて啓発を行う。 認定を受けると、確認申請手数料の免除、容積計算時に緩和措置、税法上の優遇措置がある。</p> <p>【参考】 平成16年度認定件数 0件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	神奈川県福祉の街づくり条例に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	神奈川県福祉の街づくり条例				
歳出予算額(平成17年度)	0千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成8年4月に県から事務委任不特定かつ多数の人が利用する施設の建築にあたり、建築主と事前協議を行いバリアフリー化を促進する。</p> <p>【内容】 ・事前相談等により整備基準の周知、事前協議の実効性確保 ・事前協議書の受理、審査、指導、助言を行う</p> <p>【参考】 平成16年度事前協議件数 91件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	建設リサイクル法に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) 相模原市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律実施要領				
歳出予算額(平成17年度)	0千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 建築主事を置く行政の事務。 建設工事に伴い発生する廃材の再資源化を促進するため、事前の届出を義務付けるとともに、分別解体を指導する。</p> <p>【内容】 ・届出書の受理、審査、是正指導 ・自主バトロールを実施し、無届出、分別解体等の違反防止を図る ・確認申請(民間確認含む)、開発協議の機会をとらえて啓発</p> <p>【参考】 平成16年度届出等状況 ・届出件数 1,065件 ・通知件数 203件 ・命令指導(指導) 39件 ・バトロール延べ時間 205時間・人員</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	ワンルーム形式集合建築物に関する指導基準に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市ワンルーム形式集合建築物に関する指導基準	城山町中高層建築物指導要綱及び城山町開発指導要綱	津久井町住環境整備条例		
歳出予算額（平成17年度）	0千円	172千円（開発指導管理経費の総額を計上）	0千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ワンルーム形式集合建築物の建築計画及び管理について必要な基準を定めることにより、建築に伴う紛争を未然に防止するとともに、良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ○指導基準の概要 共同住宅、寄宿舍、下宿又は事務所の用途に供する建築物で、住戸の床面積が25平方メートル以下のものが、用途地域に応じて10戸以上又は15戸以上の場合に事前協議を行う。 事前協議の内容 ・住戸が21戸以上の場合は管理人室を設ける。 ・住戸の床面積を16平方メートル以上とする。 ・ごみ置き場を確保する。 ・駐輪場を可能な限り確保に努める。 ・管理規約を作成する。 など</p> <p>【参考】 平成16年度事前協議書届出件数 22件</p>	<p>【目的】 ワンルーム形式集合建築物の建築計画及び管理について必要な基準を定めることにより、建築に伴う紛争を未然に防止するとともに、良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。</p> <p>【指導内容】 城山町中高層建築物指導要綱及び城山町開発指導要綱に指導内容を列記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1住戸の床面積は、居住水準の目標値を満足させること。 ・共同住宅の管理者の届出。 ・住戸が30戸以上の場合は、管理人を置くよう努めなければならない。ただし、管理会社等への管理委託等により管理人を置く場合と同等の対応ができる場合はこの限りでない。 ・住宅戸数30戸以上の建築物には、1戸につき1平方メートルの割合で計算した床面積以上の集会施設の設置に努める。 ・管理規約を作成する。 ・ごみ置き場を確保する。 ・駐車場、駐輪場の確保。 <p>平成16年度取り扱い件数 5件</p>	<p>【目的】 この条例は、自然と調和した安全、快適かつ健康的、文化的な住環境を形成するため必要な事項を定めることにより、水源文化都市宣言の都市としてふさわしい住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 ○指導基準の概要 中高層建築物の建築行為（自己が居住する住宅地の用に供するための地階を除く階数が3の建築行為は除く。）共同住宅等の建築行為の場合に事前協議を行う。 事前協議の内容 ・住戸が15戸以上の場合は公園を設置する。 ・ごみ置き場を確保する。 ・駐車場は各戸に1台設置すること。 ・駐輪場は各戸の30%を設置することなど。</p> <p>【参考】 平成16年度事前協議書届出件数 17件 内、中高層、共同住宅は0件</p>	<p>該当なし</p> <p>ただし、「まちづくり条例」に規定されている開発行為、中高層建築物に該当する場合、又は計画戸数4戸以上かつ延床面積200m²以上の場合には、条例に基づく協議が必要となる。</p>	<p>該当なし</p> <p>開発指導要綱、中高層住宅に関する開発指導要綱に該当する場合、要綱の規定に基づく協議が必要となる。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	相模原市特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保に関する条例に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保に関する条例	開発指導要綱、中高層建築物指導要綱	津久井町住環境整備条例	相模湖町まちづくり条例	開発指導要綱、中高層建築物指導要綱
歳出予算額（平成17年度）	0千円	172千円（開発管理経費の総額を計上）	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 共同住宅等を建築しようとする場合に、建築主に自動車の保管場所の確保を義務づけ、市民生活の安全と秩序を保持し、良好な住環境の保全を図る。</p> <p>【内容】 ○条例の概要 ・住戸又は住室が20戸以下共同住宅、寄宿舎、下宿、長屋に供する建築物を建築しようとする者は、当該建築物又はその敷地内に自動車の保管場所を確保するように努める。 ・住戸又は住室が21戸以上共同住宅、寄宿舎、下宿、長屋に供する建築物を建築しようとする者は、当該建築物又はその敷地内に自動車の保管場所を確保しなければならない。 ・確保の基準 商業地域 30% ・ 近隣商業地域 40% その他の地域 50%</p> <p>【参考】 16年度自動車保管場所確保届出状況 20戸以下 257件 21戸以上 25件 合 計 282件</p>	<p>開発指導要綱、中高層建築物指導要綱において共同住宅等を建築しようとする場合に、建築主に自動車の保管場所の確保を義務づけ、公道上への路上駐車を未然防止する対策として指導している。</p> <p>【内容】 ・確保の基準 ・共同住宅、長屋は各戸1台 ただし3分の1未満を周辺地域で確保すればよい。 ・百貨店、スーパーマーケット、各種商品小売業等 店舗面積2.0㎡につき1台 ・金融機関 店舗面積3.0㎡につき1台 ・遊技場 店舗面積1.0㎡につき1台</p> <p>【参考】 16年度自動車保管場所確保届出状況 20戸以下 12件 21戸以上 0件 合 計 12件</p>	<p>【目的】 この条例は、自然と調和した安全、快適かつ健康的、文化的な住環境を形成するため必要な事項を定めることにより、水源文化都市宣言の都市としてふさわしい住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p> <p>【対象行為】 津久井町住環境整備条例第16条の事前協議を要する開発行為 ・土地の面積が500㎡以上 ・中高層建築物の建築行為 ・共同住宅等の建築行為 ・駐車場又は資材置場の用に供するため、500㎡以上の区画形質を変更する</p> <p>【内容】 ・住宅、共同住宅等のうち長屋建住宅 各戸に1台 ・中高層住宅、長屋住宅を除く共同住宅 各戸に1台 ・店舗、寄宿舎、事務所等 協議 駐車場（標準寸法L=5.0m×W=2.5m）</p>	<p>【目的】 この条例は、町民及び開発事業者と町との相互理解及び協力により、適正な開発事業の誘導、狭隘道路及び計画道路の整備並びに適正な汚水処理を行うため、必要な手続きを定めると共に、町民の自主的なまちづくりへの参加を促し、生活環境の向上を図り安全で住み良いまちづくりを行う事を目的とする。</p> <p>【対象】 ・500㎡以上の開発行為 ・高さが1.0m以上の建築物の建築 ・300㎡以上の法第2条2号に規定する特殊建築物の建築 ・300㎡以上の法第2条2号に規定する特殊建築物の用途を兼ねる住宅の建築 ・計画戸数4戸以上かつ200㎡以上の共同住宅又は長屋の建築</p> <p>【内容】 ・駐車場の確保 宅地、戸建住宅 各戸に1台 共同住宅・長屋 原則各戸に1台。町長がやむを得ないと認めた場合は戸数の70%を区域内及び周辺に確保する 町長と協議する 上記以外 町長と協議する ・駐輪場の確保 共同住宅・長屋 戸数の50%を区域内に確保する 町長と協議する 上記以外 町長と協議する ・上記に基づく町との協定の締結 ・事業計画表示板の設置 等</p> <p>*平成16年度実績2件</p>	<p>開発指導要綱、中高層建築物指導要綱において共同住宅等を建築しようとする場合に、建築主に自動車の保管場所の確保を義務づけ、公道上への路上駐車を未然防止する対策として指導している。</p> <p>【内容】 ・確保の基準 ・中高層建築の住宅の場合計画戸数に対し100% ただし、30%は辺地域で確保すればよい。 ・その他の計画については明確な規定はなく、協議の中で決定する。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名				
17	ホテル等建築の適正化に関する条例に関する事務				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例		津久井町ラブホテル建築規制条例		
歳出予算額（平成17年度）	161千円		53千円		
歳入予算額（平成17年度）	0千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 いわゆるラブホテルの建築を規制し、快適で良好な生活環境を実現し、青少年の健全な育成を図る目的で事前に審査を行う。</p> <p>【内容】 ホテル等を建築しようとする場合は、事前に届出を行い条例で定める構造等の基準に適合させなければならない。また、届出に対し市長が同意するときは、ホテル等建築審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>【参考】 ・ホテル等建築審議会開催状況 平成9年度以降開催していない ・ホテル等建築審議会委員 6名 (学識経験者、関係団体代表者で構成)</p>	該当なし	<p>【目的】 この条例は、自然と調和した健康で文化的な、心ふれあう町づくりをめざす本町において、ラブホテルの建築に対し、必要な規制を行うことにより、青少年の健全育成と秩序ある生活環境の保持に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 旅館業を目的とする建築物を建築しようとする場合は、町長に届出を行い条例で定める構造等の基準に適合させなければならない。また、届出に対しラブホテルの判定その他重要事項について必要な調査審議を行うためラブホテル建築規制審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>【構成】 町議会議員 1名 弁護士及び学識経験者 3名 青少年関係団体の代表者 1名 その他町長が必要と認める者 2名</p> <p>【報酬等】 報酬 7名（会長8,000円、委員7,400円/出席） 旅費 役場（会場）までの分</p> <p>【参考】 ・ラブホテル建築規制審議会 16年度は開催していない</p>	<p>該当なし</p> <p>ただし、「まちづくり条例」に規定されている開発行為又は中高層建築物に該当する場合には、条例に基づく協議が必要となる。</p>	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い	建築部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
18	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課	
根拠法令等	相模原市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例 相模原市建築物等指導要綱	城山町中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する要綱	津久井町住環境整備条例	相模湖町まちづくり条例	藤野町中高層住宅に関する開発指導要綱	
歳出予算額（平成17年度）	3,280千円	172千円（開発指導管理経費の総額を計上）	0千円	0千円	0千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>【目的】 中高層建築物の建築に際し、近隣住民との紛争を未然に防止するとともに、良好な居住環境を確保するため、事前に調整を行う。また、建築主と近隣住民との間で調整がつかなかった場合にあつせん及び調停を行う。</p> <p>【内容】 用途地域に応じて高さが1.2メートル以上又は4階以上、1.5メートル以上又は5階以上の中高層建築物を事前協議の対象とし、建築確認を受けようとする日前少なくとも60日から中高層建築物の敷地に標識を設置する。 また、中高層建築物の敷地から1.0メートル以内に土地又は家屋を所有する者、中高層建築物の午前8時から午後4時の日影が生じる範囲内で、その中高層建築物の外壁から1.5倍の範囲内に土地又は家屋を所有する者、に対し建築主は建築計画の説明を行い、その結果を市へ報告する。</p> <p>【参考】 平成16年度取り組み状況 ・事前協議届出件数 58件 ・あつせん件数 4件 ・調停件数 0件 ・建築紛争調停委員会開催状況 0回 ・建築紛争調停委員会委員構成 6名 ・建築相談員構成 2名</p>	<p>【目的】 中高層建築物の建築に係る計画の事前公開と紛争の解決のためのあつせん及び調停に 필요한事項を定めることにより、紛争の予防と調整を図り、良好な近隣関係の保持に資すること。</p> <p>【内容】 高さ1.0メートルを超える建築物を事前協議の対象とし、事前協議申請後3日以内から建築工事着手する日まで中高層建築物の敷地に標識を設置する。 中高層建築物の敷地の境界線から水平距離が1.0メートル以内に土地又は建築物を所有する者、中高層建築物により冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に平均地盤面に日影が生じる範囲で、その中高層建築物の外壁から水平距離でその高さの1.5倍の範囲に土地又は建築物を所有する者、に対して建築主は建築計画の説明を行い、その結果を町に報告する。</p> <p>【参考】 平成16年度の取り組み状況 ・事前協議申請 0件 ・あつせん件数 0件 ・調停件数 0件 ・建築紛争調停委員会開催状況 0件 ・建築紛争調停委員会委員構成 3名</p>	<p>【目的】 この条例は、自然と調和した安全、快適かつ健康的、文化的な住環境を形成するため必要な事項を定めることにより、水源文化都市宣言の都市としてふさわしい住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 ○指導基準の概要 中高層建築物の建築行為（自己が居住する住宅地の用に供するための地階を除く階数が3の建築行為は除く。）、共同住宅等の建築行為の場合に事前協議を行う。 事前協議の内容 該当する建物については、隣接地権者、建築物の高さの2倍に相当する距離及び冬至日の真太陽時による地盤面における午前8時から午後4時において日影が生じる範囲、電波障害等の影響を及ぼす範囲内にある土地又は建築物の所有者、その他町長が必要と認める者に対して、建築主は建築計画の説明を行い、その結果を町に報告する。</p> <p>【参考】 平成16年度の取り組み状況 ・事前協議届出件数 17件 内、中高層、共同住宅は 0件 ・あつせん件数 0件 ・調停件数 0件</p>	<p>【目的】 この条例は、町民及び開発事業者と町との相互理解及び協力により、適正な開発事業の誘導、狭隘道路及び計画道路の整備並びに適正な汚水処理を行うため、必要な手続きを定めると共に、町民の自主的なまちづくりへの参加を促し、生活環境の向上を図り安全で住み良いまちづくりを行う事を目的とする。</p> <p>【対象】 高さが1.0m以上の建築物の建築</p> <p>【内容】 ・敷地面積14.0㎡以上 ・道路、公園、緑地、水路、消防水利その他公共施設の整備、雨水の敷地内処理 ・義務教育負担金の納付（1戸当たり4.0㎡以上の共同住宅及び長屋の計画戸数 - 3 × 相模湖町の宅地の固定資産平均評価額） ・駐車場確保（原則住宅各戸に1台） ・駐輪場の確保（戸数の5.0パーセント） ・平均地盤面による日影図を作成し、影響があると認められる近隣住民への説明と調整 ・プライバシー保護のための窓の位置等の配慮 ・電波障害解消に必要な共同受信設備等の処置 ・上記に基づく町との協定の締結 ・事業計画表示板の設置 等</p> <p>*あつせん等を行っていない *平成16年度実績0件</p>	<p>【目的】 中高層住宅の開発計画について必要な基準を定め、事業者の理解と協力を要請し、良好な近隣関係と健全な居住環境の形成に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 開発区域の面積が500㎡以上で地上4階以上又は高さが10m以上の中高層住宅を建築をする場合、事前協議を行う。 最高の高さは25m以下。 事業者に対し、近隣住民に対する事業計画の説明の義務づけや、指導基準に基づく道路、緑地、駐車場の設置等良好な住環境の確保に関すること。 *平成16年度実績0件</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	相模原市斎場の設置に関する指導基準に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築指導課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	相模原市斎場の設置に関する指導基準				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 斎場の設置に際し、近隣住民との紛争を未然に防止するとともに、良好な住環境の形成に資すること。</p> <p>【内容】 斎場を設置する際には、事前協議と近隣住民へ計画の周知を行うことを義務付け、近隣住民の理解を得よう努める。</p> <p>○事前協議内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境整備に関する協議事項として、幅員6m以上の道路に接すること、施設から隣地境界線までの距離は1.5m以上とする（隣地沿いに緑化）など6項目について協議を行う。 ・管理運営に関する協議事項として、花環の設置は敷地内とする、通夜、告別式等は敷地内で行うなど7項目について協議を行う。 <p>【参考】 本指導基準は、平成16年6月1日から施行</p>	<p>該当なし</p> <p>ただし、開発行為及び中高層建築物となる場合にはこれらの指導を受けることとなる。</p>	<p>該当なし</p> <p>ただし、開発行為又は中高層建築物となる場合には、住環境整備条例に基づき協議が必要となり、その中で指導することとなる。</p>	<p>該当なし</p> <p>ただし、「まちづくり条例」に規定されている開発行為又は中高層建築物となる場合には、条例に基づく協議が必要となる。</p>	<p>該当なし</p> <p>ただし、開発行為及び中高層建築物となる場合にはこれらの指導を受けることとなる。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	既存木造住宅耐震化促進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法 相模原市木造住宅耐震診断補助制度要綱 相模原市補助金等にかかる予算の執行に関する規則		津久井町木造住宅耐震診断補助制度要綱		
歳出予算額（平成17年度）	1,800千円		0千円		
歳入予算額（平成17年度）	900千円		0千円		
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 既存の木造住宅の耐震診断を推進することにより、地震時における建築物の安全に対する市民の意識の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを推進する。</p> <p>2. 内容 昭和56年5月31日以前に建築基準法の規定で設計し建築された住宅（併用・兼用住宅を含む）で、地上2階建以下の在来工法で建築された木造住宅の耐震診断を耐震診断技術者に耐震診断シートに基づいて行う簡易診断。 ただし、昭和56年6月1日以降に増築又は改築した建築物は除く。 耐震診断の経費のうち3万円までを交付対象とし、経費の3分の2を交付する。</p> <p>3. 実績 平成16年度 木造住宅耐震診断実施件数 104件</p>	該当なし	<p>1. 目的 既存の木造住宅の耐震診断を推進することにより、地震時における建築物の安全に対する市民の意識の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを推進する。</p> <p>2. 内容 昭和56年5月31日以前に建築基準法の規定で設計し建築された住宅（併用・兼用住宅を含む）で、地上2階建以下の在来工法で建築された木造住宅の耐震診断を耐震診断技術者に耐震診断シートに基づいて行う簡易診断。 ただし、昭和56年6月1日以降に増築又は改築した建築物は除く。 耐震診断の経費のうち3万円までを交付対象とし、経費の3分の2を交付する。</p> <p>3. 実績 平成16年度 木造住宅耐震診断実施件数 2件</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	既存建築物等総合防災対策事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法 建築物の耐震改修の促進に関する法律				
歳出予算額（平成17年度）	300千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 既存建築物の防災対策については、維持保全対策の確立と既存不適格建築物の改修に向け、国レベルの法が整備され対策の強化が図られた。</p> <p>市としては、建築物の防災査察等により防火避難施設等の改善指導や新耐震基準に適合しない公共、公益性の高い建築物及び住宅の耐震診断、耐震改修の普及・啓発活動、3階以上の建築物の落下物調査等各種の対策の推進を図ってきた。</p> <p>これらの防災対策をより効果的に推進していくために、これまで個別の建築物に対して個々に実施してきた維持保全対策、防火、避難対策、耐震化の促進及び非難の安全性の確保を相互に関連付けた総合対策として建築物の所有者等に対して一貫した指導・助言を行い、防災対策をより効果的、計画的に進める。</p> <p>2. 内容 建築物の維持保全対策 ・既存建築物の防火・避難対策 ・既存建築物の耐震性の向上 ・避難の安全性の確保 （落下物対策、ブロック塀等対策）</p> <p>3. 実績 平成16年度 耐震巡回相談 10回 耐震相談件数 426件 防災査察 97件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	建築審査等の事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法 相模原市建築基準条例				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図る</p> <p>2. 内容 建築基準法第6条第1項に規定する、建築確認申請に対する建築基準関係規定の確認の審査及び建築確認済証の交付 建築基準法第7条第4項に規定する、建築物の完了検査及び第5項による検査済証の交付 建築基準法第7条の3第4項に規定する建築物の中間検査及び第5項による中間検査合格証の交付 建築基準法第7条の6第1項による仮使用の承認 建築基準法を準用する。同法第87条、第87条の2及び同法第88条に対する確認及び検査</p> <p>3. 実績 確認申請件数 1,335件 完了検査証交付件数 882件 中間検査合格証交付件数 120件 仮使用承認件数 8件</p> <p>4. その他 検討事項 中間検査対象建築物の用途、規模の整理 積雪量の数値についての整理</p>	<p>該当なし</p> <p>平成16年度確認申請経由件数 194件</p>	<p>該当なし</p> <p>平成16年度確認申請経由件数 167件</p>	<p>該当なし</p> <p>平成16年度確認申請経由件数 66件</p>	<p>該当なし</p> <p>平成16年度確認申請経由件数 47件</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	建築基準法に規定する道路		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法 相模原市建築許可等取扱い規則				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 道路の調査及び道路の位置の指定</p> <p>2. 内容 建築基準法に規定する道路の調査及び道路の位置の指定に関すること。</p> <p>3. 実績 平成16年度 道路の位置の指定 42件</p> <p>建築物を建築するための必要な判断について窓口に関覧図面を用意し当該道路の位置づけの調査を容易にしている。（来庁者多数）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	建築基準法第9条に規定する意見の聴取		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法・ 建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（市規則）				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 建築基準法に規定されている違反建築物の処分予定者に対し、弁明等の機会を設け、行政処分の適正化を図る。</p> <p>2. 内容 法に定めるもののほか、市規則に定めるところにより、請求者に対する意見の聴取を行う。</p> <p>3. 実績 平成16年度 違反建築物に関するものはなし</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	建築部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	違反建築物の予防、是正指導及び措置に関する事務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 違反建築物の予防、是正指導及び措置を適切に行い、建築基準法に定める目的であるところの、国民の生命、健康及び財産の保護を図る。</p> <p>2. 内容 適宜、違反建築物防止のために建築パトロールを行う。 違反建築物が発見された場合は、上記目的に照らして、是正指導を行うとともに、場合によっては、是正措置を発する。</p> <p>3. 実績 平成16年度 建築パトロール 341件 うち指導・指示件数 38件 是正処理状況 摘発 11件 処理済 7件 指導中 4件 是正命令等 なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	建築部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	建築物、建築設備等の定期報告	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法 相模原市建築許可等取扱規則				
歳出予算額（平成17年度）	3,471千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 建築物等を常時適正に維持保全することは、所有者や管理者の責任において行う基本的な行為であり、安全上、防火上及び衛生上適切な性能を確保することにより災害に強い安全なまちづくりを推進する。</p> <p>2. 内容 特殊建築物（劇場、店舗、病院等）で一定規模以上の建築物については、建築物の敷地、構造及び建築設備の安全、衛生、防火及び避難に関する事項並びに建築物の用途に関する事項について建築物の所有者等が市に報告をすること（昇降機を含む。） 県下統一で報告書の收受等の事務を（財）神奈川県建築安全協会に委託している。</p> <p>3. 実績 平成16年度 建築物 277件 昇降機 3,220件 その他設備 340件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	建築部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	住宅金融公庫受託業務に係る受付、審査及び報告	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	住宅金融公庫法				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	2,027千円				
【事務事業の内容】	1. 内容 住宅金融公庫との業務受託契約による受託収入 2. 平成16年度実績 一戸建住宅 1件11,445円 192件 2,197,440円 共同住宅 1件 1,680円 121件 203,280円 中高層住宅 1件 3,570円 385件 1,374,450円 その他 27,337円 合 計 3,802,507円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 本格的な高齢社会の到来を間近に控え、高齢者や身体障害者等の自立と積極的な社会参加が望まれることから、不特定多数のものが利用する公共的性格を有する建築物を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう措置を講ずることにより建築物の質の向上を図る</p> <p>2. 内容 法第3条第1項による利用円滑化基準の規定の審査</p> <p>3. 実績 利用円滑化基準審査件数 2件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	エネルギーの使用の合理化に関する法律事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	エネルギーの使用の合理化に関する法律				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 エネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、建築物についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずる</p> <p>2. 内容 法第14条における建築物に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため建築主の判断の基準の届出の確認</p> <p>3. 実績 対象建築物 19件 届出 15件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
18	建築物安全安心実施計画の推進事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	都市整備課
根拠法令等	建築基準法				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 建築基準法における検査率が低い状態にあることから中間検査や完了検査の的確な実施を図ること。 建築主，設計，施工及び工事監理等の建築技術者等への新たな制度の周知を図り役割を明確にすること。 違反対策を強化し住環境及び建築物の安全性を的確に確保していくことなどを示し今後の建築行政の指針とする。</p> <p>2. 内容 ・工事監理業務の適正化とその徹底 ・中間検査及び完了検査の的確な実施 ・違反建築物対策の総合的な推進 ・消費者に対する積極的な情報提供，普及啓発</p> <p>3. 実績 平成16年度 中間検査率 100% 完了検査率 72%</p> <p>確認申請書副本に中間検査の手引きについての「お知らせ」チラシを添付。 完了検査督促文書を建築主へ送付。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
19	自然災害回避行政の事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	建築審査課 災害対策基本法 大規模地震対策特別措置法 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	都市整備課	都市計画課 災害対策基本法 大規模地震対策特別措置法 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	都市整備課 災害対策基本法 大規模地震対策特別措置法 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	まちづくり課 災害対策基本法 大規模地震対策特別措置法 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 あらかじめ災害の発生するおそれの高い区域を把握して県自然災害回避（アボイド）行政について積極的に協力、推進し自然災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して自然災害を回避するための安全な土地利用の誘導を進める。</p> <p>2. 内容 洪水予想区域、斜面崩壊予想個所の表示</p> <p>3. 実績 ・窓口にて地図の閲覧を行う。 ・県市関係各課と合同でパトロールを行う。</p>	<p>1. 目的 あらかじめ災害の発生するおそれの高い区域を把握して県自然災害回避（アボイド）行政について積極的に協力、推進し自然災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して自然災害を回避するための安全な土地利用の誘導を進める。</p> <p>2. 内容 神奈川県アボイドマップ（神奈川県作成）の閲覧</p> <p>3. 実績 ・窓口にて地図の閲覧を行う。（都市整備課、環境防災課で行っている）</p>	<p>1. 目的 あらかじめ災害の発生するおそれの高い区域を把握して県自然災害回避（アボイド）行政について積極的に協力、推進し自然災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して自然災害を回避するための安全な土地利用の誘導を進める。</p> <p>2. 内容 洪水予想区域、斜面崩壊予想個所の表示</p> <p>3. 実績 ・窓口にて地図の閲覧を行う。 担当課事務は防災課で行っている。</p>	<p>1. 目的 あらかじめ災害の発生するおそれの高い区域を把握して県自然災害回避（アボイド）行政について積極的に協力、推進し自然災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して自然災害を回避するための安全な土地利用の誘導を進める。</p> <p>2. 内容 神奈川県アボイドマップ（神奈川県作成）の閲覧</p>	<p>1. 目的 あらかじめ災害の発生するおそれの高い区域を把握して県自然災害回避（アボイド）行政について積極的に協力、推進し自然災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して自然災害を回避するための安全な土地利用の誘導を進める。</p> <p>2. 内容 神奈川県アボイドマップ（神奈川県作成）の閲覧</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
20	建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る受付、審査、立入検査及び認定に関する事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	建築審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等	建築基準法 建築物の耐震改修の促進に関する法律				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>1. 目的 地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉に資する。</p> <p>2. 内容 学校、体育館、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所その他多数のものが利用する建築物で建築基準法第3条第2項の適用を受けているものの所有者は、耐震診断を行い必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならない。 法に基づき建築基準法第3条第2項の認定の手続き</p> <p>3. 実績 平成16年度 申請なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	建築部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	住宅審議会経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	住宅課	福祉推進課	建設課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	市営住宅条例 市営住宅条例施行規則 市附属機関の設置に関する条例 市住宅審議会規則				
歳出予算額（平成17年度）	605千円				
歳入予算額（平成17年度）	605千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市営住宅の募集計画、入居者選考など市営住宅の運営に関して、市長の諮問に応じ審議、答申を行う。</p> <p>【内容】 （委員数） 6人以内 （任期） 2年 （構成）市内の公共的団体から推薦された者 学識経験のある者 民生委員</p> <p>（平成17年度予算） 住宅審議会委員報酬 @12600*6人*8回 = 604800円</p> <p>（平成16年度実績） ・委員数 5人 市自治会連合会 1人 市社会福祉協議会 1人 県宅地建物取引業協会 1人 民生委員 2人</p> <p>・開催状況 6月（6月募集計画） 7月（6月募集審査） 10月（11月募集計画） 1月（11月募集審査） 2月（11月募集審査）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	建築部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	市営住宅維持管理補修事業	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	住宅課	福祉推進課	建設課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	公営住宅法 相模原市市営住宅条例	公営住宅法 城山町町営住宅の管理に関する条例	公営住宅法 津久井町町営住宅の管理に関する条例	公営住宅法 相模湖町町営住宅管理条例	公営住宅法 藤野町町営住宅管理条例
歳出予算額（平成17年度）	393,543千円	3,293千円	5,137千円	530千円	700千円
歳入予算額（平成17年度）	358,162千円	2,427千円	4,986千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>市営住宅分 【目的】 直接建設の市営住宅入居者の管理及び施設の維持管理に要する経費 【参考】 ○入居者管理に関する経費（4,183千円） ・住宅管理人報酬 51名分 1,900円/月 ・入居者募集のしおり 年2回 市営住宅入居者募集時に配布 年間10,000部 ・収入調査返信用封筒 年1回一斉収入調査に使用 3000枚 ○施設の維持管理に関する経費（52,675千円） ・給排水施設維持管理 ・受水槽保守点検、水質検査 ・エレベーター保守管理 ・機械式駐車場保守点検 等</p> <p>借上げ型市営住宅分 【目的】 借上げの市営住宅入居者の管理及び施設の維持管理に要する経費 【参考】 ○内容積算（280,148千円） ・集会室、共用部分ガス代、電気料、水道料 ・空家補修等修繕 ・緊急通報装置保守点検業務委託 等</p>	<p>町営住宅分 【目的】 直接建設の町営住宅入居者の管理及び施設の維持管理に要する経費 【参考】 ○施設の維持管理に関する経費（264千円） ・受水槽清掃及び水質検査 ・簡易専用水道検査量 ・住宅建物災害共済保険料 ・消防設備点検 ・住宅設備等一般修繕（325千円） ・空家取壊工事（866千円） ・敷地整備事業費（1,500千円） ・立入防止柵取替工事（241千円） ・住宅管理経費（97千円）</p>	<p>町営住宅 維持管理費 【目的】 入居者の居住性の安定を図る。 【内容】 町営住宅の維持にかかわる管理費 【参考】 ○施設の維持管理に関する経費（587千円） ・空地草刈手数料 ・町営住宅火災保険料（148戸分） ・厚生住宅建物災害共済料（9戸分） ・消防設備保守管理委託料（小網第1団地） ・敷地等賃貸料（契約3件）</p> <p>維持補修費 【目的】 入居者の居住性の安定を図る。 【内容】 町営住宅の維持にかかわる補修費 【参考】 ○施設の維持補修に関する経費（4,550千円） ・新規入居住宅補修分（2戸分） ・その他住宅補修分（50戸分）</p>	<p>町営住宅分 【目的】 直接建設の町営住宅入居者の管理及び施設の維持管理に要する経費 【参考】 ○施設の維持管理に関する経費（550千円） ・小規模修繕（50千円） ・老朽化住宅取り壊し工事（500千円）</p>	<p>町営住宅 （目的） 直接建設の町営住宅入居者の管理および施設の維持管理に要する経費 【参考】 （参考） 施設の維持に関する経費 ・小規模修繕（700千円）</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
10	市営住宅ストック総合改善事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	住宅課	福祉推進課	建設課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	49,800千円				
歳入予算額（平成17年度）	31,684千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市営住宅総合活用計画に基づき、高齢者や障害者等を含む全ての入居者が安心・安全な生活を営めるよう既存市営住宅の改善や維持保全等の適切な手法を実施し、市営住宅ストックの総合的な活用を図る。</p> <p>【内容】 対象団地 二本松団地 改善内容 外壁塗装等の改善を実施する。</p> <p>【参考】 事業費 二本松団地 49,800千円</p> <p>【特財】 公営住宅ストック総合改善事業補助金 補助金額（12,684千円）補助率（45/100）</p>	<p>平成12年度に既存住宅活用のための「公営住宅ストック総合活用計画」（城山町住宅再生マスタープラン）を策定したが、事業は実施していない。</p>	<p>平成12年度に既存住宅活用のための「公営住宅ストック総合活用計画」（津久井町住宅マスタープラン）を策定したが、事業は実施していない。</p>	<p>平成13年度に既存住宅活用のための「公営住宅ストック総合活用計画」（相模湖町住宅マスタープラン）を策定したが、事業は実施していない。</p>	<p>平成13年度に既存住宅活用のための「公営住宅ストック総合活用計画」（藤野町住宅マスタープラン）を策定したが、事業は実施していない。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い				建築部会		
事務事業番号	事務事業名				協議ランク		
11	市営住宅整備事業				A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町		
根拠法令等	住宅課	福祉推進課	建設課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成17年度）	1,059,687千円		3,373千円		35,000千円		
歳入予算額（平成17年度）	890,342千円		0千円		35,000千円		
【事務事業の内容】	<p>【目的】 住宅基本計画に基づき、市営住宅の計画的な供給を図るため新設市営住宅を建設するもの。</p> <p>【内容】</p> <p>○市営田名塩田団地整備（3工区）事業 設置場所 相模原市田名塩田3丁目3番 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地上10階建て1棟 66戸 自走式駐車場 68台 工事期間 平成16年10月から平成18年2月 開設時期 平成18年4月</p> <p>○（仮称）市営大野台住宅整備事業 設置場所 相模原市大野台6丁目2210番地91 敷地面積 2,794.2㎡ 計画案 62戸 工事期間 平成17年10月から平成19年1月 開設時期 平成19年4月</p> <p>○（仮称）市営南台団地用地購入事業（債務負担行為） 設置場所 相模原市南台4丁目4826番地9 敷地面積 11,859.73㎡</p>	<p>該当なし 空家取壊し工事については、住宅維持管理補修事業に記入。</p>	<p>【目的】 入居者の居住性の安定を図る。</p> <p>【内容】 町営住宅の改修等の整備工事を行う。</p> <p>○屋根、外壁改修工事 ・青根団地他 ○解体工事（木造平屋2棟）</p>	<p>該当なし</p>	<p>【目的】 住宅の計画的な供給を図るため、新設住宅を建設する。（単独施工）</p> <p>【内容】 （仮称）町営佐野川住宅 設置場所 ・藤野町佐野川2480-3 ・延床面積 162.32㎡ ・2階建 4戸（集合住宅） 歳入は藤野町町営住宅建設基金から</p>		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
12	住宅に係る相談及び高齢者等の民間賃貸住宅入居支援		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	住宅課	高齢者福祉課・福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	相模原市民間賃貸住宅紹介事業要綱				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【概要】 家主からの立退き要求や住宅の老朽化などのため転居しなければならない高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯で、引き続き市内に居住することを希望しながらも、自ら住宅を探す事が困難な方に対し、住宅関係事業者を紹介し、転居先の民間賃貸住宅探しの手助けをするものである。 対象となるのは、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯で、確実な連帯保証人が得られる、現住宅の家賃等の滞納がなく、住替え後も期日内に家賃を納めることができる、自立した日常生活が営めるなどの要件を備えているものである。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	建築部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	市営住宅の入居者募集並びに入居及び退去	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	住宅課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	公営住宅法 市営住宅条例 市営住宅条例施行規則	公営住宅法 城山町町営住宅の管理に関する条例 城山町町営住宅の管理に関する条例施行規則	公営住宅法 津久井町町営住宅の管理に関する条例 津久井町町営住宅の管理に関する条例施行規則	公営住宅法 市営住宅条例 市営住宅条例施行規則	公営住宅法 藤野町町営住宅管理条例 藤野町町営住宅管理条例施行規則
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>（市営住宅入居者募集）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募時期 毎年度6月、11月 ・公募方法 広報さがみはらに掲載等 ・選考方法 住宅困窮度評価方式 ・入居日 9月1日、4月1日 ・平成16年度募集状況 <ul style="list-style-type: none"> 募集戸数 68戸（空家） 応募者数 1197人 応募倍率 17.6倍 <p>（入居）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市営住宅条例第4条～第15条 市営住宅条例施行規則第2条～第19条 <p>（退去・・・収入超過者等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市営住宅条例第32条～第38条 市営住宅条例施行規則第32条～第33条 	<p>【内容】</p> <p>（町営住宅入居者募集）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募時期 中原団地に退去者があった場合のみ入居募集 ・公募方法 城山町広報お知らせ版ホットラインに掲載等 ・選考方法 公開抽選 ・入居日 抽選会を行った翌月の1日付け ・平成16年度募集状況 <ul style="list-style-type: none"> 募集戸数 2戸（空家） 応募者数 16人 応募倍率 8.0倍 <p>（入居）</p> <ul style="list-style-type: none"> 町営住宅管理に関する条例第3条～第12条 町営住宅管理に関する条例施行規則第5条～第12条 <p>（退去・・・収入超過者等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 町営住宅管理に関する条例第28条～第33条 町営住宅管理に関する条例施行規則第18条 	<p>【内容】</p> <p>（町営住宅入居者募集）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募時期 6月・1月（空家状況により随時） ・公募方法 広報つくいに掲載 ・選考方法 住宅困窮度評価方式又は抽選方式 ・入居日 決定日の翌月の1日付 ・平成16年度募集状況 <ul style="list-style-type: none"> 募集戸数 10戸（空家） 応募者数 14人 応募倍率 1.4倍 <p>（入居）</p> <ul style="list-style-type: none"> 町営住宅の管理に関する条例第4条～第13条 町営住宅の管理に関する条例施行規則第3条～第12条 <p>（退去・・・収入超過者等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 町営住宅条例第29条～第34・43条 町営住宅条例施行規則第18条 	<p>【内容】</p> <p>（町営住宅入居者募集）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居募集は現在行っていない <p>（入居）</p> <ul style="list-style-type: none"> 町営住宅条例第3条～第12条 町営住宅条例施行規則第5条～第11条 <p>（退去・・・収入超過者等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 町営住宅条例第28条～第33条 町営住宅条例施行規則第20条 	<p>【内容】</p> <p>（市営住宅入居者募集）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居募集は現在行っていない <p>（入居）</p> <ul style="list-style-type: none"> 町営住宅条例第3条～第12条 町営住宅条例施行規則第5条～第11条 <p>（退去・・・収入超過者等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 町営住宅条例第28条～第33条 町営住宅条例施行規則第19条

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
14	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	住宅課	都市整備課	企画政策室	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【特定優良賃貸住宅】 市内48団地1208戸の認定事務を実施</p> <p>【特定公共賃貸住宅】 中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進ため、公営住宅の所得基準を超えた市民を対象とする賃貸住宅8戸を供給。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
15	高齢者の居住の安定確保に関する法律事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	住宅課	高齢者福祉課	企画政策室	健康福祉課	健康福祉課
根拠法令等	高齢者の居住の安定確保に関する法律				
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的等】 高齢社会の急速な進展に対応し、民間活力の活用と既存ストックの有効利用を図りつつ、高齢者向けの住宅の効率的な供給の促進。 2団地109戸の高齢者向け優良賃貸住宅の認定事務を実施。</p> <p>【内容】 高齢者等（60歳以上の高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯）の居住の安定を促進するため、民間賃貸住宅に関する情報提供を実施。</p>	<p>法第4条によって神奈川県が高齢者円滑入居賃貸住宅の登録事務を行っており当町はその情報の提供をしている。</p>	<p>法第4条によって神奈川県が高齢者円滑入居賃貸住宅の登録事務を行っており当町はその情報の提供をしている。</p>	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
6	魅力ある公共建築づくり推進事業		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	営繕課	財務課	建設課	都市整備課	まちづくり課
根拠法令等					
歳出予算額(平成17年度)	180千円				
歳入予算額(平成17年度)	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 良好なまちづくりや都市景観の形成に寄与するため、「魅力ある公共建築物整備指針」に基づいた公共建築の整備を推進する。</p> <p>【内容】 ・「魅力ある公共建築物検討会」を設置し、指針に基づく施設計画の検討 ・設計に関するテーマ、課題の調査・研究 ・建築設計競技(コンペ)の推進</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	建築部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
7	建築工事標準単価表の作成業務	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	営繕課	施設管理者	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円				
歳入予算額（平成17年度）	0千円				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市発注の建設工事の単価の統一を図る。</p> <p>【内容】 市発注の建設工事の標準単価表（建築・電気・設備）を年度当初作成を行う。</p>	<p>町発注の建築工事標準単価については、県土整備部建築工事標準単価表等を採用し、町単独の標準単価の作成はしていない。</p>	<p>町発注の建築工事標準単価については、県土整備部建築工事標準単価表等を採用し、町単独の標準単価の作成はしていない。</p>	<p>町発注の建築工事標準単価については、県土整備部建築工事標準単価表等を採用し、町単独の標準単価の作成はしていない。</p>	<p>町発注の建築工事標準単価については、県土整備部建築工事標準単価表等を採用し、町単独の標準単価の作成はしていない。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	公共施設の調査・設計・施工監督業務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	営繕課	施設管理者	建設課	都市整備課	地域整備課
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	20,000千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 良質な公共建築物の計画・建設・保全を図る。</p> <p>【内容】 1. 市有建築物（廃棄物処理施設・清掃関連施設・市営住宅及び学校を除く）の営繕に係わる調査、設計、施工及び監督に関する事。こと。 2. 市営住宅の建築設備に係わる調査、設計、施工及び監督に関する事。こと。</p>	<p>【目的】 良質な公共建築物の計画・建設・保全を図る。</p> <p>【内容】 1. 町有建築物（町営住宅含む）の営繕に係わる調査、設計、施工及び監督に関する事。こと。 なお、当該事務事業は施設を管理している所管課ごとに実施している。</p>	<p>【目的】 良質な公共建築物の計画・建設・保全を図る。</p> <p>【内容】 1. 町有建築物（町営住宅、学校含む）の営繕に係わる調査、設計、施工及び監督に関する事。こと。 なお、町営住宅以外については、事業（予算）担当課より依頼を受け（130万円以上の工事、設計委託等）業務を実施している。</p>	<p>【目的】 良質な公共建築物の計画・建設・保全を図る。</p> <p>【内容】 1. 町有建築物（町営住宅・学校等すべて含む）の営繕に係わる調査、設計、施工及び監督に関する事。こと。 なお、当該事務事業は施設を管理している所管課ごとに実施している。</p>	<p>【目的】 良質な公共建築物の計画・建設・保全を図る。</p> <p>【内容】 1. 町有建築物（町営住宅・学校等を除く）の営繕に係わる調査、設計、施工及び監督に関する事。こと。 なお、当該事務事業は施設を管理している所管課ごとに実施している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		建築部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	公共建築物の維持保全計画		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	営繕課	施設管理者	建設課	都市整備課	施設管理者
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>【目的】 既存建築物の老朽化に向け、施設の効用が十分に発揮できるように効率的で効果的な修繕を実施し、長寿命化を図るとともに、良質な公共建築の維持保全を図る。</p> <p>【内容】 老朽化した公共建築物の保全計画を策定し、良質な公共建築の維持保全を行う。 ・修繕の緊急度や効果等に基づき、年次計画を策定し、効率的な修繕を実施するためのシステムの確立する。 ・日常の維持管理がより適切にできるようなシステムを確立する。 ・効率的な事業の執行方法を確立する。</p>	<p>【目的】 既存建築物の老朽化に向け、施設の効用が十分に発揮できるように効率的で効果的な修繕を実施し、長寿命化を図るとともに、良質な公共建築の維持保全を図る。</p> <p>【内容】 老朽化した公共建築物の保全計画の策定。また、修繕にかかる予算の効率化を図るため、緊急度等に基づき、優先順位により工事を行う。なお、当該事業は、各施設を管理している所管課ごとに実施している。</p>	<p>【目的】 既存建築物の老朽化に向け、施設の効用が十分に発揮できるように効率的で効果的な修繕を実施し、長寿命化を図るとともに、良質な公共建築の維持保全を図る。</p> <p>【内容】 老朽化した公共建築物の維持保全計画について、町営住宅の場合は、公営住宅ストック総合活用計画の中で、基本方針を定めている。また、修繕にかかる予算については、予算編成時に次年度の修繕計画を建て、工事（修繕含む）を行う。なお、他の公共建築物（町営住宅以外）については、各施設を管理している所管課で対応を行う。</p>	<p>【目的】 既存建築物の老朽化に向け、施設の効用が十分に発揮できるように効率的で効果的な修繕を実施し、長寿命化を図るとともに、良質な公共建築の維持保全を図る。</p> <p>【内容】 老朽化した公共建築物の維持保全について、現状は原因事由が発生し、緊急性が高く、経費的な事情などを考慮し、対応が必要と認められるものについては、逐次措置を講じるようにしている。「対応を必須」とする明確な基準、整備計画等は存在しない。なお、当該事業は各施設を管理している所管課で対応を行っている。</p>	<p>【目的】 既存建築物の老朽化に向け、施設の効用が十分に発揮できるように効率的で効果的な修繕を実施し、長寿命化を図るとともに、良好な公共建築の維持保全を図る。</p> <p>【内容】 老朽化した公共建築物の保全計画の策定及び施設の適正配置計画策定。また、修繕にかかる予算の効率化を図るため、緊急度等に基づき、優先順位により工事を行う。なお、当該事業は、各施設の維持管理している所管課ごとに実施している。</p>

選挙管理委員会部会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	選挙管理委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
6	選挙管理委員会運営費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等	公職選挙法第5条	公職選挙法第5条	公職選挙法第5条	公職選挙法第5条	公職選挙法第5条
歳出予算額（平成17年度）	10,024千円	410千円	440千円	432千円	525千円
歳入予算額（平成17年度）	190千円	7千円	5千円	2千円	2千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙管理委員会事務局の運営</p> <p>2 内容 選挙管理委員会事務局の運営に要する経費 事務局定数 13人 歳入 190千円（在外選挙人委託金）</p> <p>3 事務事業 選挙管理委員の報酬</p> <p>各種会議等の旅費 全国市区選連、全国市区選連関東支部、県市選連、県央選挙事務連絡協議会への出席旅費</p> <p>委員会の交際費</p> <p>消耗品の購入費等</p> <p>通知等の郵送料</p> <p>定時登録時のデータ入力費</p> <p>選挙関係システムのリース料</p> <p>各種選挙関係連合会等への負担金</p> <p>検察審査協会への賛助会費</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会事務局の運営</p> <p>2 内容 選挙管理委員会事務局の運営に要する経費 事務局定数 3人（兼務3人） 歳入 7千円（在外選挙人委託金）</p> <p>3 事務事業 選挙管理委員の報酬</p> <p>各種会議等の旅費 県会議等への出席旅費</p> <p>委員会の交際費</p> <p>消耗品の購入費等</p> <p>通知等の郵送料</p> <p>検察審査協会への賛助会費</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会事務局の運営</p> <p>2 内容 選挙管理委員会事務局の運営に要する経費 事務局定数 1人（免令なし）（兼務13人） 歳入 5千円（在外選挙人委託金）</p> <p>3 事務事業 選挙管理委員の報酬及び費用弁償</p> <p>各種会議等の旅費 県選挙管理委員会主催会議への旅費等</p> <p>委員会の交際費</p> <p>消耗品の購入費等</p> <p>検察審査協会への賛助会費</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会事務局の運営</p> <p>2 内容 選挙管理委員会事務局の運営に要する経費 事務局定数 3人（兼務3人） 歳入 2千円（在外選挙人委託金）</p> <p>3 事務事業 選挙管理委員の報酬及び費用弁償</p> <p>各種会議等の旅費 県選挙管理委員会主催会議への旅費等</p> <p>消耗品の購入費等</p> <p>選挙システムプログラム使用料</p> <p>検察審査協会への賛助会費</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会事務局の運営</p> <p>2 内容 選挙管理委員会事務局の運営に要する経費 事務局定数 4人（兼務4人） 歳入 2千円（在外選挙人委託金）</p> <p>3 事務事業 選挙管理委員の報酬及び費用弁償</p> <p>各種会議等の旅費 県選挙管理委員会主催会議への旅費等</p> <p>消耗品の購入費等</p> <p>通知等郵送料</p> <p>検察審査協会への賛助会費</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		選挙管理委員会部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	選挙啓発経費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等	公職選挙法第261条の2	公職選挙法第261条の2	公職選挙法第261条の2	公職選挙法第261条の2	公職選挙法第261条の2
歳出予算額(平成17年度)	1,066千円	276千円	307千円	30千円	50千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙時以外の選挙啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙時以外の選挙啓発にかかる経費 明るい選挙推進協議会委員数 約130人</p> <p>3 事務事業 常時啓発にかかる旅費</p> <p>ポスターコンクール実施のための経費 県のコンクールにあわせて市でも実施 秋の明るい選挙推進大会時に表彰</p> <p>街頭啓発物品の購入</p> <p>新成人にバスカードを郵送(毎月)</p> <p>啓発カレンダーの作成 ポスターコンクール入選作品を使用し、作成</p> <p>街頭啓発活動に使用したはっぴのクリーニング</p> <p>明るい選挙推進協議会へ補助金交付</p>	<p>1 目的 選挙時以外の選挙啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙時以外の選挙啓発にかかる経費 明るい選挙推進協議会委員数 15人</p> <p>3 事務事業 常時啓発にかかる旅費</p> <p>街頭啓発物品の購入</p> <p>新有権者成人式啓発記念品購入</p> <p>明るい選挙推進協議会へ補助金交付</p>	<p>1 目的 選挙時以外の選挙啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙時以外の選挙啓発にかかる経費 明るい選挙推進協議会委員数 約17人</p> <p>3 事務事業 明るい選挙推進協議会に係る会議等の旅費</p> <p>街頭啓発物品の購入</p> <p>新有権者成人式啓発物品の購入</p> <p>明るい選挙推進協議会へ補助金交付</p>	<p>1 目的 選挙時以外の選挙啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙時以外の選挙啓発にかかる経費 明るい選挙推進協議会委員 25人</p> <p>3 事務事業 明るい選挙推進協議会に係る会議等の旅費</p> <p>街頭啓発物品の購入</p> <p>新有権者成人式啓発物品の購入</p> <p>明るい選挙推進協議会へ補助金交付</p>	<p>1 目的 選挙時以外の選挙啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙時以外の選挙啓発にかかる経費 明るい選挙推進協議会委員 17人</p> <p>3 事務事業 明るい選挙推進協議会に係る会議等の旅費</p> <p>街頭啓発物品の購入</p> <p>新有権者成人式啓発物品の購入</p> <p>明るい選挙推進協議会へ補助金交付</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	選挙管理委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	投票事務費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	11,270千円	0千円	2,147千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙における投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における投票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 なし</p> <p>平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成17年1月 市長選挙</p> <p>9 3 投票区</p> <p>投票事務従事者 参議院議員通常選挙 780人 市長選挙 595人</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 24,324千円</p> <p>4 事務事業 投票管理者・立会人の報酬 臨時投票事務従事者の賃金 投票事務にかかる旅費</p> <p><需用費> 投票事務にかかる消耗品の購入 候補者氏名等掲示の印刷 投票用紙等の印刷（市長選挙） 投票所にかかる物品・施設等の修繕</p>	<p>1 目的 選挙における投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における投票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 なし</p> <p>平成16年度執行 平成16年6月 町長・町議会議員補欠選挙 平成16年7月 参議院議員通常選挙</p> <p>9 投票区</p> <p>投票事務従事者 町長・町議会議員補欠選挙 75人 参議院議員通常選挙 75人</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 4,014千円</p> <p>4 事務事業 投票管理者・立会人の報酬 投票事務従事者の手当 <報償費> 投票事務従事者謝礼（管理職）</p> <p><需用費> 投票事務にかかる消耗品の購入 候補者氏名等掲示の印刷 投票用紙等の印刷（町長・町議選挙） 投票所にかかる物品・施設等の修繕</p>	<p>1 目的 選挙における投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における投票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 平成17年10月 町議会議員選挙</p> <p>平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年11月 町長選挙</p> <p>1 9 投票区</p> <p>投票事務従事者 参議院議員通常選挙 138人 町長選挙 120人</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 9,701千円</p> <p>4 事務事業 投票管理者・立会人の報酬 臨時投票事務従事者の賃金 投票事務にかかる旅費</p> <p><需用費> 投票事務にかかる消耗品の購入 候補者氏名等掲示の印刷 投票用紙等の印刷（町長選挙） 投票所にかかる物品・施設等の修繕</p>	<p>1 目的 選挙における投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における投票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 なし</p> <p>平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年10月 町長選挙</p> <p>4 投票区</p> <p>投票事務従事者 参議院議員通常選挙 50人 町長選挙 43人</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 2,828千円</p> <p>4 事務事業 投票管理者・立会人の報酬 臨時投票事務従事者の賃金 投票事務にかかる旅費</p> <p><需用費> 投票事務にかかる消耗品の購入 候補者氏名等掲示の印刷 投票用紙等の印刷（町長選挙） 投票所にかかる物品・施設等の修繕</p>	<p>1 目的 選挙における投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における投票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 平成17年7月 町長選挙 町議会議員補欠選挙 投票事務従事者 57人</p> <p>平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙</p> <p>1 2 投票区</p> <p>投票事務従事者 参議院議員通常選挙 57人</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 3,869千円</p> <p>4 事務事業 投票管理者・立会人の報酬 臨時投票事務従事者の賃金 投票事務にかかる旅費</p> <p><需用費> 投票事務にかかる消耗品の購入 候補者氏名等掲示の印刷 投票所にかかる物品・施設等の修繕</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	選挙管理委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
8	投票事務費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
【事務事業の内容】	<p>< 役務費 > 投票速報事務 臨時電話回線の付設 携帯電話の利用 臨時投票事務従事者・投票立会人への連絡 (郵便) 投票所にかかる賠償責任保険への加入</p> <p>< 委託料 > 投票所にかかる仮設スロープの設置・撤去 開封機の保守点検 投票所で使用したビニールマットの洗浄 投票所で使用した投票箱の点検・清掃 選挙物品等の配送 当日投票管理システム運用準備・後処理</p> <p>< 使用料及び賃借料 > 投票事務にかかるタクシーの使用 (投票箱の運搬) 投票所の借用 投票所にかかる長机・椅子・暖房器具等の借用 当日投票管理システムに使用するパソコン借用</p>	<p>< 役務費 > 投票速報事務 携帯電話の利用</p> <p>(郵便) 入場整理券の送付等</p> <p>< 使用料及び賃借料 > 投票所の電話機借用 8 箇所 投票所のエアコン借用 2 箇所</p>	<p>< 役務費 > 投票速報事務 携帯電話の利用 臨時投票事務従事者・投票立会人への連絡</p> <p>(郵便) 入場整理券の送付等</p> <p>< 使用料及び賃借料 > 投票所の借用</p>	<p>< 役務費 > 投票速報事務 携帯電話の利用</p> <p>(郵便) 入場整理券の送付等</p> <p>< 使用料及び賃借料 ></p>	<p>< 役務費 > 投票速報事務 臨時電話の利用</p> <p>(郵便) 入場整理券の送付等</p> <p>< 使用料及び賃借料 ></p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		選挙管理委員会部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	開票事務費		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条
歳出予算額(平成17年度)	0千円	0千円	2,075千円	0千円	589千円
歳入予算額(平成17年度)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙における開票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における開票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 なし</p> <p>平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成17年1月 市長選挙</p> <p>1 開票区 開票事務従事者 参議院議員通常選挙 761人 市長選挙 306人</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 4,046千円</p> <p>4 事務事業 開票管理者・開票立会人の報酬 開票事務従事者の旅費</p> <p><需用費> 開票事務にかかる消耗品の購入 候補者分類表の隔面焼付 開票事務物品の修繕 暖房器具用燃料の購入</p> <p><役務費> 開票所への臨時電話の付設</p> <p><委託料> 開票所への電気配線の付設 投票用紙計数機の保守点検</p>	<p>1 目的 選挙における開票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における開票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 なし</p> <p>平成16年度執行 平成16年6月 町長・町議会議員補欠選挙 平成16年7月 参議院議員通常選挙</p> <p>1 開票区 開票事務従事者 町長・町議会議員補欠選挙 62人 参議院議員通常選挙 79人</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 1,980千円</p> <p>4 事務事業 開票管理者・開票立会人の報酬 開票事務従事者の手当</p> <p><報償費> 開票事務従事者謝礼(管理職)</p> <p><需用費> 開票事務にかかる消耗品の購入</p> <p><役務費> 開票所への臨時電話の付設 投票用紙計数機の保守点検</p> <p><委託料></p>	<p>1 目的 選挙における開票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における開票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 平成17年10月 町議会議員選挙</p> <p>平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年11月 町長選挙</p> <p>1 開票区 開票事務従事者 参議院議員通常選挙 109人 町長選挙 58人</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 3,825千円</p> <p>4 事務事業 開票管理者・開票立会人の報酬 開票事務従事者の旅費</p> <p><需用費> 開票事務にかかる消耗品の購入 開票事務物品の修繕 暖房器具用燃料の購入</p> <p><役務費> 開票所への臨時電話の付設 開票所への電気配線の付設 投票用紙計数機の保守点検</p> <p><委託料></p>	<p>1 目的 選挙における開票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における開票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 なし</p> <p>平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年10月 町長選挙</p> <p>1 開票区 開票事務従事者 参議院議員通常選挙 40人 町長選挙 33人</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 1,217千円</p> <p>4 事務事業 開票管理者・開票立会人の報酬 開票事務従事者の旅費</p> <p><需用費> 開票事務にかかる消耗品の購入</p> <p><役務費></p> <p><委託料> 投票用紙計数機の保守点検</p>	<p>1 目的 選挙における開票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における開票事務に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 平成17年7月 町長選挙 町議会議員補欠選挙 開票事務従事者 40人</p> <p>平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙</p> <p>1 開票区 開票事務従事者 参議院議員通常選挙 43人</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 1,776千円</p> <p>4 事務事業 開票管理者・開票立会人の報酬 開票事務従事者の旅費</p> <p><需用費> 開票事務にかかる消耗品の購入</p> <p><役務費></p> <p><委託料> 投票用紙計数機の保守点検</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	選挙管理委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
9	開票事務費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	<使用料及び賃借料> 開票所の借用 開票事務従事者の宿泊対応（ふとん借用等） 開票事務にかかる長机の借用 パソコン・プリンター、物品搬送トラック借用 暖房器具の借用（市長選挙） <備品購入費> 分類棚の購入	<使用料及び賃借料> <備品購入費>	<使用料及び賃借料> 開票所の借用 開票事務にかかる長机の借用 <備品購入費> 投票用紙計数機の購入	<使用料及び賃借料> <備品購入費>	<使用料及び賃借料> <備品購入費>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	選挙管理委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	選挙公報発行費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	1,097千円	0千円	401千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙における選挙公報の発行</p> <p>2 内容 選挙における選挙公報発行に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 なし</p> <p>平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成17年1月 市長選挙</p> <p>選挙公報印刷 235,000部 新聞未購読世帯 2,400世帯</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 7,749千円</p> <p>4 事務事業 <需用費> 選挙公報発行にかかる消耗品の購入 選挙公報原稿用紙の印刷（市長選挙） 選挙公報の印刷</p> <p><役務費> 選挙公報を新聞未購読世帯へ郵送</p> <p><委託料> 選挙公報の新聞折込 新聞未購読世帯にかかる選挙公報郵送準備（封入） 選挙公報の独身寮への配送（35箇所）</p>	<p>1 目的 選挙における選挙公報の発行</p> <p>2 内容 選挙における選挙公報発行に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 なし</p> <p>平成16年度執行 平成16年6月 町長・町議会議員補欠選挙 平成16年7月 参議院議員通常選挙</p> <p>選挙公報印刷 9,000部 新聞未購読世帯 500世帯</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 407千円</p> <p>4 事務事業 <需用費> 選挙公報発行にかかる消耗品の購入 選挙公報原稿用紙の印刷（町長・議員選挙） 選挙公報の印刷</p> <p><役務費> 選挙公報の新聞折込</p>	<p>1 目的 選挙における選挙公報の発行</p> <p>2 内容 選挙における選挙公報発行に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 平成17年10月 町議会議員選挙</p> <p>平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年11月 町長選挙</p> <p>選挙公報印刷 12,300部 新聞未購読世帯 新聞配達店で全戸配布</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 629千円</p> <p>4 事務事業 <需用費> 選挙公報発行にかかる消耗品の購入 選挙公報原稿用紙の印刷（町長選挙） 選挙公報の印刷</p> <p><委託料> 選挙公報の新聞折込</p>	<p>1 目的 選挙における選挙公報の発行</p> <p>2 内容 選挙における選挙公報発行に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 なし</p> <p>平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年10月 町長選挙</p> <p>選挙公報印刷 4,000部 新聞未購読世帯 公共施設等へ配置</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 257千円</p> <p>4 事務事業 <需用費> 選挙公報発行にかかる消耗品の購入 選挙公報原稿用紙の印刷（町長選挙） 選挙公報の印刷</p> <p><委託料> 選挙公報の新聞折込</p>	<p>1 目的 選挙における選挙公報の発行</p> <p>2 内容 選挙における選挙公報発行に関する経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 平成17年7月 町長選挙 町議会議員補欠選挙</p> <p>平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙</p> <p>選挙公報印刷 4,000部 新聞未購読世帯 公共施設等へ配置</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 137千円</p> <p>4 事務事業 <需用費> 選挙公報発行にかかる消耗品の購入 選挙公報の印刷</p> <p><委託料> 選挙公報の新聞折込</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項					専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い					選挙管理委員会部会				
事務事業番号	事務事業名					協議ランク				
11	ポスター掲示場経費					A協議会 B幹事会 C専門部会				
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町				
担当課名	選挙管理委員会事務局		選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局				
根拠法令等			公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条				
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	4,421千円	0千円	888千円					
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円					
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙におけるポスター掲示場の設置</p> <p>2 内容 選挙におけるポスター掲示場設置にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 なし</p> <p>平成16年度執行</p> <p>平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成17年1月 市長選挙</p> <p>ポスター掲示場数 708箇所</p> <p>参議院議員通常選挙 2段17区画 市長選挙 2段7区画</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 15,511千円</p> <p>4 事務事業</p> <p><需用費> ポスター掲示場事務にかかる消耗品の購入 土地借入者への謝礼（物品） ポスター掲示場設置図面の作成（陽画焼付）</p> <p><役務費> 土地借用承諾書の返信用切手の購入 ポスター掲示板賠償責任保険への加入</p> <p><委託料> ポスター掲示場製作、設置、管理、撤去業務の委託</p>		<p>1 目的 選挙におけるポスター掲示場の設置</p> <p>2 内容 選挙におけるポスター掲示場設置にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 なし</p> <p>平成16年度執行</p> <p>平成16年6月 町長・町議会議員補欠選挙 平成16年7月 参議院議員通常選挙</p> <p>ポスター掲示場数 59箇所</p> <p>町長選挙 2段5区画 町議会議員補欠選挙 2段5区画 参議院議員通常選挙 3段17区画</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 1,346千円</p> <p>4 事務事業</p> <p><需用費> ポスター掲示場事務にかかる消耗品の購入 土地借入者への謝礼（物品） ポスター掲示場設置図面の作成</p> <p><役務費> 土地借用承諾書の返信用切手の購入</p> <p><委託料> ポスター掲示場設置、撤去業務の委託</p>		<p>1 目的 選挙におけるポスター掲示場の設置</p> <p>2 内容 選挙におけるポスター掲示場設置にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 平成17年10月 町議会議員選挙</p> <p>平成16年度執行</p> <p>平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年11月 町長選挙</p> <p>ポスター掲示場数 118箇所</p> <p>参議院議員通常選挙 3段17区画 町長選挙 2段5区画</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 3,281千円</p> <p>4 事務事業</p> <p><需用費> ポスター掲示場事務にかかる消耗品の購入 土地借入者への謝礼（物品）</p> <p><委託料> ポスター掲示場製作、設置、管理、撤去業務の委託</p>		<p>1 目的 選挙におけるポスター掲示場の設置</p> <p>2 内容 選挙におけるポスター掲示場設置にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 なし</p> <p>平成16年度執行</p> <p>平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年10月 町長選挙</p> <p>ポスター掲示場数 32箇所</p> <p>参議院議員通常選挙 2段17区画 町長選挙 2段5区画</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 925千円</p> <p>4 事務事業 <報償費> 土地借入者への謝礼</p> <p><需用費> ポスター掲示場事務にかかる消耗品の購入 ポスター掲示板購入</p> <p><委託料> ポスター掲示場設置、撤去業務の委託</p>		<p>1 目的 選挙におけるポスター掲示場の設置</p> <p>2 内容 選挙におけるポスター掲示場設置にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度 平成17年7月 町長選挙 町議会議員補欠選挙</p> <p>平成16年度執行</p> <p>平成16年7月 参議院議員通常選挙</p> <p>ポスター掲示場数 75箇所</p> <p>参議院議員通常選挙 2段17区画</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 1,311千円</p> <p>4 事務事業 <報償費> 土地借入者への謝礼</p> <p><需用費> ポスター掲示場事務にかかる消耗品の購入 ポスター掲示板購入</p> <p><委託料> ポスター掲示場設置、撤去業務の委託</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	選挙管理委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	選挙啓発費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	434千円	0千円	99千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙の啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙における選挙啓発にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 なし</p> <p>平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成17年1月 市長選挙 参議院議員通常選挙執行経費 2,021千円</p> <p>4 事務事業 <需用費> 選挙啓発にかかる消耗品の購入 横断幕、懸垂幕の設置 公用車への啓発シール貼付 選挙啓発の記録写真の撮影 - 市長選挙独自の啓発 ・ バスフロント幕の設置依頼（神奈中） ・ 幼児向け紙風船、ゴム風船での啓発 ・ 啓発ポスターの作成 ・ 啓発シールの作成</p> <p><役務費> 啓発ポスターの郵送（市長選挙） 選挙啓発にかかるハッピーのクリーニング</p> <p><委託料> 電光ニュースでの啓発 FM放送を促すための啓発 啓発ポスターの梱包・配送業務の委託 （参議） - 市長選挙独自の啓発 啓発イベント業務の委託</p>	<p>1 目的 選挙の啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙における選挙啓発にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 なし</p> <p>平成16年度執行 平成16年6月 町長・町議会議員補欠選挙 平成16年7月 参議院議員通常選挙 参議院議員通常選挙執行経費 119千円</p> <p>4 事務事業 <需用費> 選挙啓発にかかる消耗品の購入 公用車への啓発シール貼付 選挙啓発の記録写真の撮影 - 町長選挙独自の啓発 ・ 懸垂幕の設置 ・ 啓発用うちわの作成</p>	<p>1 目的 選挙の啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙における選挙啓発にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度 平成17年10月 町議会議員選挙</p> <p>平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年11月 町長選挙 参議院議員通常選挙執行経費 94千円</p> <p>4 事務事業 <需用費> 選挙啓発にかかる消耗品の購入 横断幕、懸垂幕の設置 公用車への啓発シール貼付 - 町長選挙独自の啓発 ・ 啓発ポスターの作成</p>	<p>1 目的 選挙の啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙における選挙啓発にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 なし</p> <p>平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成16年10月 町長選挙 参議院議員通常選挙執行経費 104千円</p> <p>4 事務事業 <需用費> 選挙啓発にかかる消耗品の購入 懸垂幕の作成 公用車への啓発シール作成</p>	<p>1 目的 選挙の啓発を図る</p> <p>2 内容 選挙における選挙啓発にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度 平成17年7月 町長選挙 町議会議員補欠選挙</p> <p>平成16年度執行 平成16年7月 参議院議員通常選挙 参議院議員通常選挙執行経費 88千円</p> <p>4 事務事業 <需用費> 選挙啓発にかかる消耗品の購入 懸垂幕の作成 公用車への啓発シール作成</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	選挙管理委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	その他の選挙執行経費	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等	土地改良法 農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律
歳出予算額（平成17年度）	1,332千円	0千円	0千円	2,683千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 公職選挙法以外に定められた選挙の執行</p> <p>2 内容 相模川左岸土地改良区総代選挙にかかる選挙経費 農業委員会委員選挙にかかる選挙経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行</p> <p>・農業委員会委員選挙 選挙期日 平成17年7月10日 選挙委員数 20人 無投票 名簿登載者数 3,773人(H16.3.31現在) 3,934人(H17.3.31現在)</p> <p>平成16年度 ・相模川左岸土地改良区総代選挙 選挙期日 平成16年10月5日 無投票 相模川左岸土地改良区総代選挙執行経費 86千円</p> <p>4 事務事業 投票管理者・投票立会人の報酬 選挙事務会議への出張旅費 投票事務従事者の旅費</p>	<p>1 目的 公職選挙法以外に定められた選挙の執行</p> <p>2 内容 農業委員会委員選挙にかかる選挙経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 なし</p> <p>・農業委員会委員選挙 任期満了日 平成18年4月30日 選挙委員数 8人(定数11人)</p> <p>名簿登載者数 564人(H16.3.31現在) 556人(H17.3.31現在)</p> <p>・川尻財産区議会議員選挙 任期満了日 平成19年7月11日 議員数 8人</p> <p>・中沢財産区議会議員選挙 任期満了日 平成19年7月11日 議員数 7人</p>	<p>1 目的 公職選挙法以外に定められた選挙の執行</p> <p>2 内容 農業委員会委員選挙にかかる選挙経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 なし</p> <p>・農業委員会委員選挙 任期満了 平成18年5月9日 選挙委員数 16人</p> <p>名簿登載者数 1,464人(H16.3.31現在) 1,270人(H17.3.31現在)</p>	<p>1 目的 公職選挙法以外に定められた選挙の執行</p> <p>2 内容 農業委員会委員選挙にかかる選挙経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行</p> <p>・直接請求に基づく住民投票 投票期日 平成17年6月12日 有権者数 7,902人 事務従事者数 投票 40人 開票 28人</p> <p>・農業委員会委員選挙 任期満了 平成18年12月31日 選挙委員数 10人</p> <p>名簿登載者数 745人(H16.3.31現在) 739人(H17.3.31現在)</p>	<p>1 目的 公職選挙法以外に定められた選挙の執行</p> <p>2 内容 農業委員会委員選挙にかかる選挙経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 なし</p> <p>・農業委員会委員選挙 任期満了 平成18年9月19日 選挙委員数 11人</p> <p>名簿登載者数 891人(H16.3.31現在) 867人(H17.3.31現在)</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	選挙管理委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	条例、規則等の取扱い	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃を行う。</p> <p>2 内容 公職選挙法執行規程など選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃に関する事務</p> <p>3 条例、規則等の数・内容</p> <p>条例 3 ポスター掲示場設置、選挙公報、公費負担</p> <p>規程 10 委員会、公印、情報公開条例施行、個人情報保護条例施行、公職選挙法執行、ポスター掲示場、公費負担条例施行、投票立会人報酬額、検察審査員候補者選定 事務局職員の職務に専念する事務の特例</p> <p>告示 1 訓令 1</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃を行う。</p> <p>2 内容 公職選挙法執行規程など選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃に関する事務</p> <p>3 条例、規則等の数・内容</p> <p>条例 2 ポスター掲示場設置、選挙公報</p> <p>規程 6 委員会、情報公開条例施行、公職選挙法執行、ポスター掲示場、選挙公報の発行、検察審査員候補者選定</p> <p>告示 4 訓令 0</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃を行う。</p> <p>2 内容 公職選挙法執行規程など選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃に関する事務</p> <p>3 条例、規則等の数・内容</p> <p>条例 2 ポスター掲示場設置、選挙公報、</p> <p>規程 8 委員会、情報公開条例施行、個人情報保護条例施行、公職選挙法執行、ポスター掲示場、投票立会人報酬額、検察審査員候補者選定 選挙公報発行</p> <p>告示 2 訓令 1</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃を行う。</p> <p>2 内容 公職選挙法執行規程など選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃に関する事務</p> <p>3 条例、規則等の数・内容</p> <p>条例 3 ポスター掲示場設置、選挙公報、記号式投票</p> <p>規程 8 委員会、情報公開条例施行、個人情報保護条例施行、公職選挙法執行、ポスター掲示場、投票立会人報酬額、記号式投票、選挙公報発行</p> <p>告示 訓令</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃を行う。</p> <p>2 内容 公職選挙法執行規程など選挙管理委員会に関する条例、規則等の制定・改廃に関する事務</p> <p>3 条例、規則等の数・内容</p> <p>条例 3 ポスター掲示場設置、選挙公報、記号式投票</p> <p>規程 6 委員会、公印、公職選挙法執行、ポスター掲示場、記号式投票、選挙公報発行</p> <p>告示 訓令</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		選挙管理委員会部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
16	諸証明の発行		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙管理委員会に関し、諸証明を交付する。</p> <p>2 内容 選挙管理委員会に関する諸証明の交付</p> <p>3 諸証明の種類 ・選挙人名簿登録証明書 ・郵便等投票証明書</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会に関し、諸証明を交付する。</p> <p>2 内容 選挙管理委員会に関する諸証明の交付</p> <p>3 諸証明の種類 ・選挙人名簿登録証明書 ・郵便等投票証明書</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会に関し、諸証明を交付する。</p> <p>2 内容 選挙管理委員会に関する諸証明の交付</p> <p>3 諸証明の種類 ・選挙人名簿登録証明書 ・郵便等投票証明書</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会に関し、諸証明を交付する。</p> <p>2 内容 選挙管理委員会に関する諸証明の交付</p> <p>3 諸証明の種類 ・選挙人名簿登録証明書 ・郵便等投票証明書</p>	<p>1 目的 選挙管理委員会に関し、諸証明を交付する。</p> <p>2 内容 選挙管理委員会に関する諸証明の交付</p> <p>3 諸証明の種類 ・選挙人名簿登録証明書 ・郵便等投票証明書</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い				専門部会名 選挙管理委員会部会
事務事業番号 17	事務事業名 選挙人名簿等の調製並びに縦覧及び閲覧				協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等					
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙人名簿に関する事務の執行</p> <p>2 内容 <選挙人名簿等の調製></p> <p>登録の要件 (1) 年齢満20歳以上の日本国民である。 (2) 引き続き3ヵ月以上、その市区町村の住民基本台帳に記録されている者である。</p> <p>登録の時期 ・ 定時登録 毎年3、6、9、12月の各月1日を基準日として、その翌日に登録。 ・ 選挙時登録 選挙のつど基準日及び登録日を定めて登録。</p> <p>登録の抹消 選挙人名簿に登録されている人が、次の事項に該当したとき、名簿から抹消する。 (1) 死亡、または日本国籍を喪失したとき。 (2) 転出したときはすぐには抹消せず、転出したことを表示しておいて、転出日から4ヶ月を経過したときに抹消する。 (3) 登録の際に、登録されるべき者でなかったときは、ただちに抹消する。</p> <p>いずれの場合も、選挙システム（電算）によって処理をしている。</p> <p><名簿の縦覧> 縦覧期間は、以下のとおり 定時登録 登録月の3日から7日までの5日間 選挙時登録 その都度、別に定める期間。</p> <p>選挙システム（電算）により打ち出された選挙人名簿抄本を投票区ごとに作成し、縦覧に対応。</p> <p><選挙人名簿の閲覧> 独自の閲覧に関する事務処理要綱により、一定の範囲内で閲覧を認めている。</p>	<p>1 目的 選挙人名簿に関する事務の執行</p> <p>2 内容 <選挙人名簿等の調製></p> <p>登録の要件 (1) 年齢満20歳以上の日本国民である。 (2) 引き続き3ヵ月以上、その市区町村の住民基本台帳に記録されている者である。</p> <p>登録の時期 ・ 定時登録 毎年3、6、9、12月の各月1日を基準日として、その翌日に登録。 ・ 選挙時登録 選挙のつど基準日及び登録日を定めて登録。</p> <p>登録の抹消 選挙人名簿に登録されている人が、次の事項に該当したとき、名簿から抹消する。 (1) 死亡、または日本国籍を喪失したとき。 (2) 転出したときはすぐには抹消せず、転出したことを表示しておいて、転出日から4ヶ月を経過したときに抹消する。 (3) 登録の際に、登録されるべき者でなかったときは、ただちに抹消する。</p> <p>いずれの場合も、選挙システム（電算）によって処理をしている。</p> <p><名簿の縦覧> 縦覧期間は、以下のとおり 定時登録 登録月の3日から7日までの5日間 選挙時登録 その都度、別に定める期間。</p> <p>選挙システム（電算）により打ち出された選挙人名簿抄本を投票区ごとに作成し、縦覧に対応。</p> <p><選挙人名簿の閲覧> 独自の閲覧に関する事務処理要綱により、一定の範囲内で閲覧を認めている。</p>	<p>1 目的 選挙人名簿に関する事務の執行</p> <p>2 内容 <選挙人名簿等の調製></p> <p>登録の要件 (1) 年齢満20歳以上の日本国民である。 (2) 引き続き3ヵ月以上、その市区町村の住民基本台帳に記録されている者である。</p> <p>登録の時期 ・ 定時登録 毎年3、6、9、12月の各月1日を基準日として、その翌日に登録。 ・ 選挙時登録 選挙のつど基準日及び登録日を定めて登録。</p> <p>登録の抹消 選挙人名簿に登録されている人が、次の事項に該当したとき、名簿から抹消する。 (1) 死亡、または日本国籍を喪失したとき。 (2) 転出したときはすぐには抹消せず、転出したことを表示しておいて、転出日から4ヶ月を経過したときに抹消する。 (3) 登録の際に、登録されるべき者でなかったときは、ただちに抹消する。</p> <p>いずれの場合も、選挙システム（電算）によって処理をしている。</p> <p><名簿の縦覧> 縦覧期間は、以下のとおり 定時登録 登録月の3日から7日までの5日間 選挙時登録 その都度、別に定める期間。</p> <p>選挙システム（電算）により打ち出された選挙人名簿抄本を投票区ごとに作成し、縦覧に対応。</p> <p><選挙人名簿の閲覧> 独自の閲覧に関する事務処理要綱により、一定の範囲内で閲覧を認めている。</p>	<p>1 目的 選挙人名簿に関する事務の執行</p> <p>2 内容 <選挙人名簿等の調製></p> <p>登録の要件 (1) 年齢満20歳以上の日本国民である。 (2) 引き続き3ヵ月以上、その市区町村の住民基本台帳に記録されている者である。</p> <p>登録の時期 ・ 定時登録 毎年3、6、9、12月の各月1日を基準日として、その翌日に登録。 ・ 選挙時登録 選挙のつど基準日及び登録日を定めて登録。</p> <p>登録の抹消 選挙人名簿に登録されている人が、次の事項に該当したとき、名簿から抹消する。 (1) 死亡、または日本国籍を喪失したとき。 (2) 転出したときはすぐには抹消せず、転出したことを表示しておいて、転出日から4ヶ月を経過したときに抹消する。 (3) 登録の際に、登録されるべき者でなかったときは、ただちに抹消する。</p> <p>いずれの場合も、選挙システム（電算）によって処理をしている。</p> <p><名簿の縦覧> 縦覧期間は、以下のとおり 定時登録 登録月の3日から7日までの5日間 選挙時登録 その都度、別に定める期間。</p> <p>選挙システム（電算）により打ち出された選挙人名簿抄本を投票区ごとに作成し、縦覧に対応。</p> <p><選挙人名簿の閲覧> 独自の閲覧に関する事務処理要綱により、一定の範囲内で閲覧を認めている。</p>	<p>1 目的 選挙人名簿に関する事務の執行</p> <p>2 内容 <選挙人名簿等の調製></p> <p>登録の要件 (1) 年齢満20歳以上の日本国民である。 (2) 引き続き3ヵ月以上、その市区町村の住民基本台帳に記録されている者である。</p> <p>登録の時期 ・ 定時登録 毎年3、6、9、12月の各月1日を基準日として、その翌日に登録。 ・ 選挙時登録 選挙のつど基準日及び登録日を定めて登録。</p> <p>登録の抹消 選挙人名簿に登録されている人が、次の事項に該当したとき、名簿から抹消する。 (1) 死亡、または日本国籍を喪失したとき。 (2) 転出したときはすぐには抹消せず、転出したことを表示しておいて、転出日から4ヶ月を経過したときに抹消する。 (3) 登録の際に、登録されるべき者でなかったときは、ただちに抹消する。</p> <p>いずれの場合も、選挙システム（電算）によって処理をしている。</p> <p><名簿の縦覧> 縦覧期間は、以下のとおり 定時登録 登録月の3日から7日までの5日間 選挙時登録 その都度、別に定める期間。</p> <p>選挙システム（電算）により打ち出された選挙人名簿抄本を投票区ごとに作成し、縦覧に対応。</p> <p><選挙人名簿の閲覧> 独自の閲覧に関する事務処理要綱により、一定の範囲内で閲覧を認めている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項					専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い					選挙管理委員会部会				
事務事業番号	事務事業名					協議ランク				
18	投票及び開票区域					A協議会 B幹事会 C専門部会				
担当課名	相模原市		城山町		津久井町		相模湖町		藤野町	
根拠法令等	選挙管理委員会事務局		選挙管理委員会事務局		選挙管理委員会事務局		選挙管理委員会事務局		選挙管理委員会事務局	
歳出予算額（平成17年度）	0千円		0千円		0千円		0千円		0千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円		0千円		0千円		0千円		0千円	
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙における投票区・開票区を定める</p> <p>2 内容 選挙にかかる投票区・開票区の新設・分割・廃止等に関する事務</p> <p>3 基礎数値 現在 投票区 9 3 開票区 1</p> <p>4 事務事業 <投票区事務> 投票区の見直し 投票区については、8,000人を超える投票区について、選挙前に見直し。 投票区の決定 投票所までの距離、投票区人口、投票所の確保などを考慮し、地元要望（地域としてのまとまりを優先）などを総合的に判断し、新設・分割・廃止等を委員会決定する。 変更等の周知 変更が生じた場合、地元への回覧、広報などを通じ、広く投票区の変更を周知する。</p> <p><開票区事務> 開票区の決定 開票区については、開票事務の効率化や選挙全体の事務を考慮し、決定する。 県に意見書提出 変更が生じた場合、県に意見書を提出し、告示をうける。</p>		<p>1 目的 選挙における投票区・開票区を定める</p> <p>2 内容 選挙にかかる投票区・開票区の新設・分割・廃止等に関する事務</p> <p>3 基礎数値 現在 投票区 9 開票区 1</p> <p>4 事務事業 <投票区事務> 投票区の見直し 投票区については、6,000人を超える投票区について、選挙前に見直し。 投票区の決定 投票所までの距離、投票区人口、投票所の確保などを考慮し、地元要望（地域としてのまとまりを優先）などを総合的に判断し、新設・分割・廃止等を委員会決定する。 変更等の周知 変更が生じた場合、地元への回覧、広報などを通じ、広く投票区の変更を周知する。</p> <p><開票区事務> 開票区の決定 開票区については、開票事務の効率化や選挙全体の事務を考慮し、決定する。 県に意見書提出 変更が生じた場合、県に意見書を提出し、告示をうける。</p>		<p>1 目的 選挙における投票区・開票区を定める</p> <p>2 内容 選挙にかかる投票区・開票区の新設・分割・廃止等に関する事務</p> <p>3 基礎数値 現在 投票区 1 9 開票区 1</p> <p>4 事務事業 <投票区事務> 投票区の見直し 投票区については、3,000人を超える投票区について、選挙前に見直し。 投票区の決定 投票所までの距離、投票区人口、投票所の確保などを考慮し、地元要望（地域としてのまとまりを優先）などを総合的に判断し、新設・分割・廃止等を委員会決定する。 変更等の周知 変更が生じた場合、地元への回覧、広報などを通じ、広く投票区の変更を周知する。</p> <p><開票区事務> 開票区の決定 開票区については、開票事務の効率化や選挙全体の事務を考慮し、決定する。 県に意見書提出 変更が生じた場合、県に意見書を提出し、告示をうける。</p>		<p>1 目的 選挙における投票区・開票区を定める</p> <p>2 内容 選挙にかかる投票区・開票区の新設・分割・廃止等に関する事務</p> <p>3 基礎数値 現在 投票区 4 開票区 1</p> <p>4 事務事業 <投票区事務> 投票区の見直し 投票区については、4,000人を超える投票区について、選挙前に見直し。 投票区の決定 投票所までの距離、投票区人口、投票所の確保などを考慮し、地元要望（地域としてのまとまりを優先）などを総合的に判断し、新設・分割・廃止等を委員会決定する。 変更等の周知 変更が生じた場合、地元への回覧、広報などを通じ、広く投票区の変更を周知する。</p> <p><開票区事務> 開票区の決定 開票区については、開票事務の効率化や選挙全体の事務を考慮し、決定する。 県に意見書提出 変更が生じた場合、県に意見書を提出し、告示をうける。</p>		<p>1 目的 選挙における投票区・開票区を定める</p> <p>2 内容 選挙にかかる投票区・開票区の新設・分割・廃止等に関する事務</p> <p>3 基礎数値 現在 投票区 1 2 開票区 1</p> <p>4 事務事業 <投票区事務> 投票区の見直し 投票区の決定 投票所までの距離、投票区人口、投票所の確保などを考慮し、地元要望（地域としてのまとまりを優先）などを総合的に判断し、新設・分割・廃止等を委員会決定する。 変更等の周知 変更が生じた場合、地元への回覧、広報などを通じ、広く投票区の変更を周知する。</p> <p><開票区事務> 開票区の決定 開票区については、開票事務の効率化や選挙全体の事務を考慮し、決定する。 県に意見書提出 変更が生じた場合、県に意見書を提出し、告示をうける。</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名				
29	各種事務事業の取扱い	選挙管理委員会部会				
事務事業番号	事務事業名	協議ランク				
19	期日前投票及び不在者投票	A協議会 B幹事会 C専門部会				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	
根拠法令等	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	公職選挙法第263条、第264条	
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	372千円	0千円	177千円	
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
【事務事業の内容】	<p>1 目的 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 なし</p> <p>平成16年度執行</p> <p>平成16年7月 参議院議員通常選挙 平成17年1月 市長選挙</p> <p>期日前・不在者投票場所数 13箇所</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 18,587千円</p> <p>4 事務事業 <期日前投票制度></p> <p>制度の内容 この制度は、従来の不在者投票のうち、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う投票について、選挙期日前であっても、選挙期日と同じように投票を行うことができる（投票用紙を直接投票箱に入れることができる）仕組み。</p> <p>投票期間 選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間。</p>	<p>1 目的 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 なし</p> <p>平成16年度執行</p> <p>平成16年7月 参議院議員通常選挙</p> <p>期日前・不在者投票場所数 1箇所</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 454千円</p> <p>4 事務事業 <期日前投票制度></p> <p>制度の内容 この制度は、従来の不在者投票のうち、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う投票について、選挙期日前であっても、選挙期日と同じように投票を行うことができる（投票用紙を直接投票箱に入れることができる）仕組み。</p> <p>投票期間 選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間。</p>	<p>1 目的 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 平成17年10月 町議会議員選挙</p> <p>平成16年度執行</p> <p>平成16年7月 参議院議員通常選挙</p> <p>期日前・不在者投票場所数 1箇所</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 948千円</p> <p>4 事務事業 <期日前投票制度></p> <p>制度の内容 この制度は、従来の不在者投票のうち、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う投票について、選挙期日前であっても、選挙期日と同じように投票を行うことができる（投票用紙を直接投票箱に入れることができる）仕組み。</p> <p>投票期間 選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間。</p>	<p>1 目的 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 平成17年6月 直接請求に基づく住民投票</p> <p>平成16年度執行</p> <p>平成16年7月 参議院議員通常選挙</p> <p>期日前・不在者投票場所数 1箇所</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 486千円</p> <p>4 事務事業 <期日前投票制度></p> <p>制度の内容 この制度は、従来の不在者投票のうち、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う投票について、選挙期日前であっても、選挙期日と同じように投票を行うことができる（投票用紙を直接投票箱に入れることができる）仕組み。</p> <p>投票期間 選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間。</p>	<p>1 目的 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行</p> <p>2 内容 選挙における期日前投票及び不在者投票事務の執行にかかる経費</p> <p>3 基礎数値 平成17年度執行 平成17年7月 町長選挙 町議会議員補欠選挙</p> <p>平成16年度執行</p> <p>平成16年7月 参議院議員通常選挙</p> <p>期日前・不在者投票場所数 1箇所</p> <p>参議院議員通常選挙執行経費 486千円</p> <p>4 事務事業 <期日前投票制度></p> <p>制度の内容 この制度は、従来の不在者投票のうち、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う投票について、選挙期日前であっても、選挙期日と同じように投票を行うことができる（投票用紙を直接投票箱に入れることができる）仕組み。</p> <p>投票期間 選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間。</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	選挙管理委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
19	期日前投票及び不在者投票	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<p>【事務事業の内容】</p>	<p>投票場所 拠点会場 3箇所（法律と同じ日程で実施） 出張所 10箇所（投・開票日がある週の平日：午前9時～午後5時）</p> <p>事務の内容は、 期日前投票所の選定 システム回線の付設 従事者等の選任 システム研修 実施 概ね、以上の内容である。</p> <p><不在者投票制度> 以下の3種類の不在者投票がある。 選挙人名簿登録地以外の市区町村選挙管理委員会 で不在者投票を行う場合 病院・老人ホーム等の指定施設で不在者投票を 行う場合 郵便等による不在者投票を行う場合</p> <p>いずれも投票の流れは、まず、 選挙管理委員会に投票用紙の交付を請求 他市町村の選挙管理委員会・指定施設・自宅 で投票 投票済の投票用紙を選挙管理委員会へ送付</p>	<p>投票場所 拠点会場 1箇所（法律と同じ日程で実施）</p> <p>事務の内容は、 期日前投票所の選定 従事者等の選任 実施 概ね、以上の内容である。</p> <p><不在者投票制度> 以下の3種類の不在者投票がある。 選挙人名簿登録地以外の市区町村選挙管理委員 会で不在者投票を行う場合 病院・老人ホーム等の指定施設で不在者投票を 行う場合 郵便等による不在者投票を行う場合</p> <p>いずれも投票の流れは、まず、 選挙管理委員会に投票用紙の交付を請求 他市町村の選挙管理委員会・指定施設・自宅 で投票 投票済の投票用紙を選挙管理委員会へ送付</p>	<p>投票場所 津久井町文化福祉会館1階ロビー （法律と同じ日程で実施）</p> <p>事務の内容は、 期日前投票所の選定 従事者等の選任 事務従事者への説明会の開催 実施 概ね、以上の内容である。</p> <p><不在者投票制度> 以下の3種類の不在者投票がある。 選挙人名簿登録地以外の市区町村選挙管理委員 会で不在者投票を行う場合 病院・老人ホーム等の指定施設で不在者投票を 行う場合 郵便等による不在者投票を行う場合</p> <p>いずれも投票の流れは、まず、 選挙管理委員会に投票用紙の交付を請求 他市町村の選挙管理委員会・指定施設・自宅 で投票 投票済の投票用紙を選挙管理委員会へ送付</p>	<p>投票場所 相模湖町役場1階会議室 （法律と同じ日程で実施）</p> <p>事務の内容は、 期日前投票所の選定 従事者等の選任 事務従事者への説明会の開催 実施 概ね、以上の内容である。</p> <p><不在者投票制度> 以下の3種類の不在者投票がある。 選挙人名簿登録地以外の市区町村選挙管理委員 会で不在者投票を行う場合 病院・老人ホーム等の指定施設で不在者投票を 行う場合 郵便等による不在者投票を行う場合</p> <p>いずれも投票の流れは、まず、 選挙管理委員会に投票用紙の交付を請求 他市町村の選挙管理委員会・指定施設・自宅 で投票 投票済の投票用紙を選挙管理委員会へ送付</p>	<p>投票場所 藤野町役場3階会議室（法律と同じ日程で実 施）</p> <p>事務の内容は、 期日前投票所の選定 従事者等の選任 事務従事者への説明会の開催 実施 概ね、以上の内容である。</p> <p><不在者投票制度> 以下、3種類の不在者投票がある。 選挙人名簿登録地以外の市区町村選挙管理委員 会で不在者投票を行う場合 病院・老人ホーム等の指定施設で不在者投票を 行う場合 郵便等による不在者投票を行う場合</p> <p>いずれも投票の流れは、まず、 選挙管理委員会に投票用紙の交付を請求 他市町村の選挙管理委員会・指定施設・自宅 で投票 投票済の投票用紙を選挙管理委員会へ送付</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名
29	各種事務事業の取扱い				選挙管理委員会部会
事務事業番号	事務事業名				協議ランク
20	直接請求				A協議会 B幹事会 C専門部会
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等	地方自治法第74条、同法第74条の2、同法第74条の3、同法第74条の4	地方自治法第74条、同法第74条の2、同法第74条の3、同法第74条の4	地方自治法第74条、同法第74条の2、同法第74条の3、同法第74条の4	地方自治法第74条、同法第74条の2、同法第74条の3、同法第74条の4	地方自治法第74条、同法第74条の2、同法第74条の3、同法第74条の4
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>1 目的 直接請求があった場合の事務執行</p> <p>2 内容 直接請求制度は地方自治法に定められており、地方公共団体に属する住民が発動する基本権で地方自治に限られる。 請求には次の種類がある。</p> <p>直接請求制度の種類 (1) 条例制定（改廃）の請求 (2) 監査の請求 (3) 議会の解散請求 (4) 議会の議員及び長の解職請求 (5) 主要公務員の解職請求</p> <p>請求のながれ (1) 請求代表者証明書の申請及び交付 (2) 署名の収集 (3) 署名簿の提出（選挙管理委員会へ） (4) 署名簿の審査（選挙管理委員会で選挙人名簿との照合等） (5) 署名簿の返付後、長へ本請求をする。 (6) 長は議案を市議会に付議をする。 (7) 議会の審議の結果を長は請求代表者に通知及び公表する。</p>	<p>1 目的 直接請求があった場合の事務執行</p> <p>2 内容 直接請求制度は地方自治法に定められており、地方公共団体に属する住民が発動する基本権で地方自治に限られる。 請求には次の種類がある。</p> <p>直接請求制度の種類 (1) 条例制定（改廃）の請求 (2) 監査の請求 (3) 議会の解散請求 (4) 議会の議員及び長の解職請求 (5) 主要公務員の解職請求</p> <p>請求のながれ (1) 請求代表者証明書の申請及び交付 (2) 署名の収集 (3) 署名簿の提出（選挙管理委員会へ） (4) 署名簿の審査（選挙管理委員会で選挙人名簿との照合等） (5) 署名簿の返付後、長へ本請求をする。 (6) 長は議案を市議会に付議をする。 (7) 議会の審議の結果を長は請求代表者に通知及び公表する。</p>	<p>1 目的 直接請求があった場合の事務執行</p> <p>2 内容 直接請求制度は地方自治法に定められており、地方公共団体に属する住民が発動する基本権で地方自治に限られる。 請求には次の種類がある。</p> <p>直接請求制度の種類 (1) 条例制定（改廃）の請求 (2) 監査の請求 (3) 議会の解散請求 (4) 議会の議員及び長の解職請求 (5) 主要公務員の解職請求</p> <p>請求のながれ (1) 請求代表者証明書の申請及び交付 (2) 署名の収集 (3) 署名簿の提出（選挙管理委員会へ） (4) 署名簿の審査（選挙管理委員会で選挙人名簿との照合等） (5) 署名簿の返付後、長へ本請求をする。 (6) 長は議案を町議会に付議をする。 (7) 議会の審議の結果を長は請求代表者に通知及び公表する。</p>	<p>1 目的 直接請求があった場合の事務執行</p> <p>2 内容 直接請求制度は地方自治法に定められており、地方公共団体に属する住民が発動する基本権で地方自治に限られる。 請求には次の種類がある。</p> <p>直接請求制度の種類 (1) 条例制定（改廃）の請求 (2) 監査の請求 (3) 議会の解散請求 (4) 議会の議員及び長の解職請求 (5) 主要公務員の解職請求</p> <p>請求のながれ (1) 請求代表者証明書の申請及び交付 (2) 署名の収集 (3) 署名簿の提出（選挙管理委員会へ） (4) 署名簿の審査（選挙管理委員会で選挙人名簿との照合等） (5) 署名簿の返付後、長へ本請求をする。 (6) 長は議案を町議会に付議をする。 (7) 議会の審議の結果を長は請求代表者に通知及び公表する。</p>	<p>1 目的 直接請求があった場合の事務執行</p> <p>2 内容 直接請求制度は地方自治法に定められており、地方公共団体に属する住民が発動する基本権で地方自治に限られる。 請求には次の種類がある。</p> <p>直接請求制度の種類 (1) 条例制定（改廃）の請求 (2) 監査の請求 (3) 議会の解散請求 (4) 議会の議員及び長の解職請求 (5) 主要公務員の解職請求</p> <p>請求のながれ (1) 請求代表者証明書の申請及び交付 (2) 署名の収集 (3) 署名簿の提出（選挙管理委員会へ） (4) 署名簿の審査（選挙管理委員会で選挙人名簿との照合等） (5) 署名簿の返付後、長へ本請求をする。 (6) 長は議案を町議会に付議をする。 (7) 議会の審議の結果を長は請求代表者に通知及び公表する。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	選挙管理委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
21	検察審査員候補者	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
根拠法令等	検察審査会法第10条	検察審査会法第10条	検察審査会法第10条	検察審査会法第10条	検察審査会法第10条
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<ol style="list-style-type: none"> 1 目的 検察審査員候補者を選定する。 2 内容 選挙人名簿からくじで抽出された検察審査員候補者を選定し、横浜検察審査会へ送付する。 3 事務事業 選挙人名簿（投票区ごとの名簿順）の番号により、検察審査会より割り当てられた員数の倍数を候補者予定者としてくじで選出 選出された予定者の資格を調査したあと、さらにくじを行い、候補者名簿を調製する。 その名簿を検察審査会へ送付する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 目的 検察審査員候補者を選定する。 2 内容 選挙人名簿からくじで抽出された検察審査員候補者を選定し、横浜検察審査会へ送付する。 3 事務事業 選挙人名簿（投票区ごとの名簿順）の番号により、検察審査会より割り当てられた員数の倍数を候補者予定者としてくじで選出 選出された予定者の資格を調査したあと、さらにくじを行い、候補者名簿を調製する。 その名簿を検察審査会へ送付する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 目的 検察審査員候補者を選定する。 2 内容 選挙人名簿からくじで抽出された検察審査員候補者を選定し、横浜検察審査会へ送付する。 3 事務事業 選挙人名簿（投票区ごとの名簿順）の番号により、検察審査会より割り当てられた員数の倍数を候補者予定者としてくじで選出 選出された予定者の資格を調査したあと、さらにくじを行い、候補者名簿を調製する。 その名簿を検察審査会へ送付する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 目的 検察審査員候補者を選定する。 2 内容 選挙人名簿からくじで抽出された検察審査員候補者を選定し、横浜検察審査会へ送付する。 3 事務事業 選挙人名簿（投票区ごとの名簿順）の番号により、検察審査会より割り当てられた員数の倍数を候補者予定者としてくじで選出 選出された予定者の資格を調査したあと、さらにくじを行い、候補者名簿を調製する。 その名簿を検察審査会へ送付する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 目的 検察審査員候補者を選定する。 2 内容 選挙人名簿からくじで抽出された検察審査員候補者を選定し、横浜検察審査会へ送付する。 3 事務事業 選挙人名簿（投票区ごとの名簿順）の番号により、検察審査会より割り当てられた員数の倍数を候補者予定者としてくじで選出 選出された予定者の資格を調査したあと、さらにくじを行い、候補者名簿を調製する。 その名簿を検察審査会へ送付する。

監査委員部会

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																																																	
29	各種事務事業の取扱い	監査委員部会																																																																	
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																																																	
6	監査委員費	A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																	
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																														
根拠法令等	監査委員事務局 地方自治法 相模原市監査委員条例 相模原市監査委員職務執行規程	監査委員事務局 地方自治法 城山町監査委員条例 城山町監査委員職務執行規程	監査委員事務局 地方自治法 津久井町監査委員条例 津久井町監査委員職務執行規程	監査委員事務局 地方自治法 相模湖町監査委員条例 相模湖町監査委員職務執行規程	監査委員事務局 地方自治法 藤野町監査委員条例 藤野町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程																																																														
歳出予算額（平成17年度）	4,183千円	602千円	1,055千円	386千円	434千円																																																														
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円																																																														
【事務事業の内容】	<p>【目的】 監査委員の監査事務に要する経費</p> <p>【内容】 監査委員費の内訳</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>報酬</td><td style="text-align: right;">3,409千円</td></tr> <tr><td>旅費</td><td style="text-align: right;">303千円</td></tr> <tr><td>交際費</td><td style="text-align: right;">40千円</td></tr> <tr><td>需用費(消耗品費)</td><td style="text-align: right;">25千円</td></tr> <tr><td>役務費</td><td style="text-align: right;">5千円</td></tr> <tr><td>負担金、補助及び交付金</td><td style="text-align: right;">401千円</td></tr> </table> <p>*代表監査委員は常勤特別職のため上記報酬額に含まれていません。</p> <p>負担金、補助及び交付金の内訳</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>全国都市監査委員会年会費負担金</td><td style="text-align: right;">236千円</td></tr> <tr><td>関東都市監査委員会年会費負担金</td><td style="text-align: right;">37千円</td></tr> <tr><td>神奈川県都市監査委員会年会費負担金</td><td style="text-align: right;">128千円</td></tr> </table>	報酬	3,409千円	旅費	303千円	交際費	40千円	需用費(消耗品費)	25千円	役務費	5千円	負担金、補助及び交付金	401千円	全国都市監査委員会年会費負担金	236千円	関東都市監査委員会年会費負担金	37千円	神奈川県都市監査委員会年会費負担金	128千円	<p>【目的】 監査委員の監査事務に要する経費</p> <p>【内容】 監査委員費の内訳</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>報酬</td><td style="text-align: right;">519千円</td></tr> <tr><td>旅費</td><td style="text-align: right;">13千円</td></tr> <tr><td>需用費(消耗品費)</td><td style="text-align: right;">20千円</td></tr> <tr><td>負担金、補助及び交付金</td><td style="text-align: right;">50千円</td></tr> </table> <p>負担金、補助及び交付金の内訳</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>神奈川県町村等監査委員協議会負担金</td><td style="text-align: right;">50千円</td></tr> </table>	報酬	519千円	旅費	13千円	需用費(消耗品費)	20千円	負担金、補助及び交付金	50千円	神奈川県町村等監査委員協議会負担金	50千円	<p>【目的】 監査委員の監査事務に要する経費</p> <p>【内容】 監査委員費の内訳</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>報酬</td><td style="text-align: right;">872千円</td></tr> <tr><td>旅費</td><td style="text-align: right;">91千円</td></tr> <tr><td>需用費(消耗品費)</td><td style="text-align: right;">28千円</td></tr> <tr><td>負担金、補助及び交付金</td><td style="text-align: right;">50千円</td></tr> <tr><td>備品購入費</td><td style="text-align: right;">14千円</td></tr> </table> <p>負担金、補助及び交付金の内訳</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>神奈川県町村等監査委員協議会負担金</td><td style="text-align: right;">50千円</td></tr> </table>	報酬	872千円	旅費	91千円	需用費(消耗品費)	28千円	負担金、補助及び交付金	50千円	備品購入費	14千円	神奈川県町村等監査委員協議会負担金	50千円	<p>【目的】 監査委員の監査事務に要する経費</p> <p>【内容】 監査委員費の内訳</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>報酬</td><td style="text-align: right;">317千円</td></tr> <tr><td>旅費</td><td style="text-align: right;">14千円</td></tr> <tr><td>負担金、補助及び交付金</td><td style="text-align: right;">55千円</td></tr> </table> <p>負担金、補助及び交付金の内訳</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>神奈川県町村等監査委員協議会負担金</td><td style="text-align: right;">50千円</td></tr> <tr><td>先進地行政視察負担金</td><td style="text-align: right;">5千円</td></tr> </table>	報酬	317千円	旅費	14千円	負担金、補助及び交付金	55千円	神奈川県町村等監査委員協議会負担金	50千円	先進地行政視察負担金	5千円	<p>【目的】 監査委員の監査事務に要する経費</p> <p>【内容】 監査委員費の内訳</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>報酬</td><td style="text-align: right;">313千円</td></tr> <tr><td>旅費</td><td style="text-align: right;">26千円</td></tr> <tr><td>需用費(消耗品費)</td><td style="text-align: right;">35千円</td></tr> <tr><td>負担金、補助及び交付金</td><td style="text-align: right;">60千円</td></tr> </table> <p>負担金、補助及び交付金の内訳</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>神奈川県町村等監査委員協議会負担金</td><td style="text-align: right;">50千円</td></tr> <tr><td>先進地行政視察負担金</td><td style="text-align: right;">10千円</td></tr> </table>	報酬	313千円	旅費	26千円	需用費(消耗品費)	35千円	負担金、補助及び交付金	60千円	神奈川県町村等監査委員協議会負担金	50千円	先進地行政視察負担金	10千円
報酬	3,409千円																																																																		
旅費	303千円																																																																		
交際費	40千円																																																																		
需用費(消耗品費)	25千円																																																																		
役務費	5千円																																																																		
負担金、補助及び交付金	401千円																																																																		
全国都市監査委員会年会費負担金	236千円																																																																		
関東都市監査委員会年会費負担金	37千円																																																																		
神奈川県都市監査委員会年会費負担金	128千円																																																																		
報酬	519千円																																																																		
旅費	13千円																																																																		
需用費(消耗品費)	20千円																																																																		
負担金、補助及び交付金	50千円																																																																		
神奈川県町村等監査委員協議会負担金	50千円																																																																		
報酬	872千円																																																																		
旅費	91千円																																																																		
需用費(消耗品費)	28千円																																																																		
負担金、補助及び交付金	50千円																																																																		
備品購入費	14千円																																																																		
神奈川県町村等監査委員協議会負担金	50千円																																																																		
報酬	317千円																																																																		
旅費	14千円																																																																		
負担金、補助及び交付金	55千円																																																																		
神奈川県町村等監査委員協議会負担金	50千円																																																																		
先進地行政視察負担金	5千円																																																																		
報酬	313千円																																																																		
旅費	26千円																																																																		
需用費(消耗品費)	35千円																																																																		
負担金、補助及び交付金	60千円																																																																		
神奈川県町村等監査委員協議会負担金	50千円																																																																		
先進地行政視察負担金	10千円																																																																		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		監査委員部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	条例、規則等の取扱い		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局
根拠法令等	相模原市監査委員条例	城山町監査委員条例	津久井町監査委員条例	相模湖町監査委員条例	藤野町監査委員条例
歳出予算額（平成17年度）					
歳入予算額（平成17年度）					
【事務事業の内容】	<p>【内容】 相模原市監査委員条例（昭和46年6月21日条例第21号）第5条で、「監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める」とこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原市監査委員事務局規程（昭和46年6月30日監査委員告示第2号） 相模原市監査委員職務執行規程（平成3年6月29日監査委員告示第3号） 相模原市監査委員公印規程（昭和53年9月1日監査委員告示第2号） 相模原市情報公開条例施行規程（昭和61年6月30日監査委員告示第2号） 相模原市個人情報保護条例施行規程（平成5年4月1日監査委員告示第1号） 	<p>【内容】 城山町監査委員条例（昭和30年9月28日条例第16号）第9条で、「監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める」とこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程（平成12年6月16日監査委員告示第2号） 城山町監査委員職務執行規程（平成12年6月16日監査委員告示第1号） 城山町監査委員公印規程（平成元年3月1日監査委員告示第1号） 城山町情報公開条例施行規程（平成13年9月25日監査委員告示第1号） 城山町監査委員が保有する個人情報に関する城山町個人情報保護条例施行規程（平成12年6月16日監査委員告示3号） 城山町監査委員事務局文書管理規程（平成12年6月13日監査委員訓令第1号） 城山町監査委員事務局職員服務規程（平成12年9月14日監査委員訓令第2号） 	<p>【内容】 津久井町監査委員条例（平成10年3月16日条例第1号）第4条で、「監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める」とこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 津久井町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程（平成9年3月31日監査委員告示第2号） 津久井町監査委員職務執行規程（平成9年3月31日監査委員告示第1号） 津久井町監査委員公印規程（平成9年3月31日監査委員告示第3号） 津久井町情報公開条例施行規程（平成14年12月25日監査委員告示第1号） 津久井町監査委員が保有する個人情報の保護に係る津久井町個人情報保護条例施行規程（平成10年3月31日監査委員告示2号） 津久井町監査委員事務局職員倫理規程（10年6月30日監査委員訓令第1号） 	<p>【内容】 相模湖町監査委員条例（平成14年3月19日条例第12号）第3条で、「監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める」とこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模湖町監査委員事務局規程（平成14年3月29日監査委員告示第2号） 相模湖町監査委員職務執行規程（平成14年3月29日監査委員告示第1号） 相模湖町情報公開条例施行規程（平成13年6月1日監査委員告示第1号） 相模湖町個人情報保護条例施行規程（平成13年6月29日監査委員告示第2号） 	<p>【内容】 藤野町監査委員条例（昭和30年11月7日条例第33号）第9条で、「監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める」とこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 藤野町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程（平成11年3月31日監査委員告示第2号） 藤野町監査委員公印規程（平成6年7月1日監査委員告示第1号） 藤野町情報公開条例施行規程（平成14年9月3日監査委員告示第1号） 藤野町個人情報保護条例施行規程（平成14年9月3日監査委員告示第2号）

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名																																																																																	
29	各種事務事業の取扱い	監査委員部会																																																																																	
事務事業番号	事務事業名	協議ランク																																																																																	
8	職員の人事及び給与	A協議会 B幹事会 C専門部会																																																																																	
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																														
根拠法令等	監査委員事務局 地方自治法 相模原市監査委員条例 相模原市監査委員職務執行規程 相模原市監査委員事務局規程	監査委員事務局 地方自治法 城山町監査委員条例 城山町監査委員職務執行規程 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程	監査委員事務局 地方自治法 津久井町監査委員条例 津久井町監査委員職務執行規程 津久井町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程	監査委員事務局 地方自治法 相模湖町監査委員条例 相模湖町監査委員職務執行規程 相模湖町監査委員事務局規程	監査委員事務局 地方自治法 藤野町監査委員条例 藤野町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程																																																																														
歳出予算額（平成17年度）																																																																																			
歳入予算額（平成17年度）																																																																																			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 監査委員の定数及び給与並びに事務局の組織及び給与</p> <p>【根拠法令】 監査委員の給与・報酬及び事務局職員の給与は、次の条例で定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例 ・相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 ・相模原市一般職の給与に関する条例 <p>【内容】 監査委員の定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 識見委員 定数 2名 ・ 議会選出委員 定数 2名 <p>監査委員の給与及び報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 識見委員(常勤) 640,000円 / 月額給与 ・ 識見委員(非常勤) 155,000円 / 月額報酬 ・ 議会選出委員 64,500円 / 月額報酬 <p>事務局組織</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>局長(部長級)</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td>次長(課長級)</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td>主幹(課長級)</td><td style="text-align: right;">2名</td></tr> <tr><td>副主幹</td><td style="text-align: right;">4名</td></tr> <tr><td>主査</td><td style="text-align: right;">5名</td></tr> <tr><td>主任</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">14名</td></tr> </table> <p>事務局職員の給与</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>給料</td><td style="text-align: right;">67,532千円</td></tr> <tr><td>職員手当</td><td style="text-align: right;">50,117千円</td></tr> <tr><td>共済費</td><td style="text-align: right;">17,395千円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">135,044千円</td></tr> </table>	局長(部長級)	1名	次長(課長級)	1名	主幹(課長級)	2名	副主幹	4名	主査	5名	主任	1名	計	14名	給料	67,532千円	職員手当	50,117千円	共済費	17,395千円	計	135,044千円	<p>【目的】 監査委員の定数及び給与並びに事務局の組織及び給与</p> <p>【根拠法令】 監査委員の給与・報酬及び事務局職員の給与は、次の条例で定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城山町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 ・城山町職員の給与に関する条例 <p>【内容】 監査委員の定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 識見委員 定数 1名 ・ 議会選出委員 定数 1名 <p>監査委員の給与及び報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 識見委員(非常勤) 280,900円 / 年額報酬 ・ 議会選出委員 237,700円 / 年額報酬 <p>事務局組織</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>局長(課長級)</td><td style="text-align: right;">1名(兼務)</td></tr> <tr><td>副主幹</td><td style="text-align: right;">2名(兼務 1名)</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">3名(兼務 2名)</td></tr> </table> <p>事務局職員の給与</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>給料</td><td style="text-align: right;">4,543千円</td></tr> <tr><td>職員手当</td><td style="text-align: right;">3,886千円</td></tr> <tr><td>共済費</td><td style="text-align: right;">957千円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">9,386千円</td></tr> </table>	局長(課長級)	1名(兼務)	副主幹	2名(兼務 1名)	計	3名(兼務 2名)	給料	4,543千円	職員手当	3,886千円	共済費	957千円	計	9,386千円	<p>【目的】 監査委員の定数及び給与並びに事務局の組織及び給与</p> <p>【根拠法令】 監査委員の給与・報酬及び事務局職員の給与は、次の条例で定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津久井町報酬及び費用弁償に関する条例 ・津久井町職員の給与に関する条例 <p>【内容】 監査委員の定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 識見委員 定数 1名 ・ 議会選出委員 定数 1名 <p>監査委員の給与及び報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 識見委員(非常勤) 44,000円 / 月額報酬 ・ 議会選出委員 28,600円 / 月額報酬 <p>事務局組織</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>局長(課長級)</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td>代理(係長兼務)</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">2名</td></tr> </table> <p>事務局職員の給与</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>給料</td><td style="text-align: right;">10,233千円</td></tr> <tr><td>職員手当</td><td style="text-align: right;">8,274千円</td></tr> <tr><td>共済費</td><td style="text-align: right;">2,618千円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">21,125千円</td></tr> </table>	局長(課長級)	1名	代理(係長兼務)	1名	計	2名	給料	10,233千円	職員手当	8,274千円	共済費	2,618千円	計	21,125千円	<p>【目的】 監査委員の定数及び給与並びに事務局の組織及び給与</p> <p>【根拠法令】 監査委員の給与・報酬及び事務局職員の給与は、次の条例で定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模湖町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 ・相模湖町職員の給与に関する条例 <p>【内容】 監査委員の定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 識見委員 定数 1名 ・ 議会選出委員 定数 1名 <p>監査委員の給与及び報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 識見委員(非常勤) 180,000円 / 年額報酬 ・ 議会選出委員 137,000円 / 年額報酬 <p>事務局組織</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>局長(課長級兼務)</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td>主任主事(兼務)</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">2名</td></tr> </table> <p>事務局職員の給与</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>給料</td><td style="text-align: right;">3,198千円</td></tr> <tr><td>職員手当</td><td style="text-align: right;">2,704千円</td></tr> <tr><td>共済費</td><td style="text-align: right;">643千円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">6,545千円</td></tr> </table>	局長(課長級兼務)	1名	主任主事(兼務)	1名	計	2名	給料	3,198千円	職員手当	2,704千円	共済費	643千円	計	6,545千円	<p>【目的】 監査委員に關し必要な事項を定める。</p> <p>【根拠法令】 監査委員の給与・報酬及び事務局職員の給与は、次の条例で定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・藤野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 ・藤野町職員の給与に関する条例 <p>【内容】 監査委員の定数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 識見委員 定数 1名 ・ 議会選出委員 定数 1名 <p>監査委員の給与及び報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 識見委員(非常勤) 173,400円 / 年額報酬 ・ 議会選出委員 138,700円 / 年額報酬 <p>事務局組織</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>局長(課長級兼務)</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td>主幹(兼務)</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">2名</td></tr> </table> <p>事務局職員の給与</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>給料</td><td style="text-align: right;">4,148千円</td></tr> <tr><td>職員手当</td><td style="text-align: right;">3,003千円</td></tr> <tr><td>共済費</td><td style="text-align: right;">1,061千円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">8,212千円</td></tr> </table>	局長(課長級兼務)	1名	主幹(兼務)	1名	計	2名	給料	4,148千円	職員手当	3,003千円	共済費	1,061千円	計	8,212千円
局長(部長級)	1名																																																																																		
次長(課長級)	1名																																																																																		
主幹(課長級)	2名																																																																																		
副主幹	4名																																																																																		
主査	5名																																																																																		
主任	1名																																																																																		
計	14名																																																																																		
給料	67,532千円																																																																																		
職員手当	50,117千円																																																																																		
共済費	17,395千円																																																																																		
計	135,044千円																																																																																		
局長(課長級)	1名(兼務)																																																																																		
副主幹	2名(兼務 1名)																																																																																		
計	3名(兼務 2名)																																																																																		
給料	4,543千円																																																																																		
職員手当	3,886千円																																																																																		
共済費	957千円																																																																																		
計	9,386千円																																																																																		
局長(課長級)	1名																																																																																		
代理(係長兼務)	1名																																																																																		
計	2名																																																																																		
給料	10,233千円																																																																																		
職員手当	8,274千円																																																																																		
共済費	2,618千円																																																																																		
計	21,125千円																																																																																		
局長(課長級兼務)	1名																																																																																		
主任主事(兼務)	1名																																																																																		
計	2名																																																																																		
給料	3,198千円																																																																																		
職員手当	2,704千円																																																																																		
共済費	643千円																																																																																		
計	6,545千円																																																																																		
局長(課長級兼務)	1名																																																																																		
主幹(兼務)	1名																																																																																		
計	2名																																																																																		
給料	4,148千円																																																																																		
職員手当	3,003千円																																																																																		
共済費	1,061千円																																																																																		
計	8,212千円																																																																																		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名					
29	各種事務事業の取扱い				監査委員部会					
事務事業番号	事務事業名				協議ランク					
9	監査計画				A協議会 B幹事会 C専門部会					
	相模原市		城山町		津久井町		相模湖町		藤野町	
担当課名	監査委員事務局		監査委員事務局		監査委員事務局		監査委員事務局		監査委員事務局	
根拠法令等	地方自治法 相模原市監査委員条例 相模原市監査委員職務執行規程 相模原市監査委員事務局規程		地方自治法 城山町監査委員条例 城山町監査委員職務執行規程 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程		地方自治法 津久井町監査委員条例 津久井町監査委員職務執行規程 津久井町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程 津久井町監査基準		地方自治法 相模湖町監査委員条例 相模湖町監査委員職務執行規程 相模湖町監査委員事務局規程		地方自治法 藤野町監査委員条例 藤野町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程	
歳出予算額（平成17年度）										
歳入予算額（平成17年度）										
【事務事業の内容】	【目的】 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、年間監査計画を策定し、監査等の種類ごとに実施計画を作成する。 年間監査計画書 ・策定日 毎年1月下旬 ・内容 ア 基本方針 イ 実施方針及び手続 ウ 監査日程 個別監査実施計画 ・作成日 監査日2ヶ月前 ・内容 ア 監査実施日 イ 調査期間 ウ 対象課又は対象団体並びに対象事務・工事名		【目的】 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、監査基準に基づき、年間監査計画を策定し、監査等の種類ごとに実施計画を作成する。 年間監査計画書 ・策定日 毎年12月下旬 ・内容 ア 基本方針 イ 実施方針及び手続 ウ 監査日程 個別監査実施計画 ・作成日 毎年12月下旬年間計画と同時に作成 個別の通知等は監査日約2ヶ月前に通知 ・内容 ア 監査実施日 イ 調査期間 ウ 対象課又は対象団体並びに対象事務・工事名		【目的】 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、監査基準に基づき、年間監査計画を策定し、監査等の種類ごとに実施計画を作成する。 年間監査計画書 ・策定日 毎年2月上旬 ・内容 ア 基本方針 イ 実施方針及び手続 ウ 監査日程 個別監査実施計画 ・作成日 毎年2月上旬年間計画と同時に作成 個別の通知等は監査日約2ヶ月前に通知 ・内容 ア 監査実施日 イ 調査期間 ウ 対象課又は対象団体並びに対象事務・工事名		【目的】 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、監査基準に基づき、年間監査計画を策定し、監査等の種類ごとに実施計画を作成する。 年間監査計画書 ・策定日 毎年2月上旬 ・内容 ア 基本方針 イ 実施方針及び手続 ウ 監査日程 個別監査実施計画 ・作成日 毎年2月上旬年間計画と同時に作成 個別の通知等は監査日約1ヶ月前に通知 ・内容 ア 監査実施日 イ 調査期間 ウ 対象課		【目的】 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、監査基準に基づき、年間監査計画を策定し、監査等の種類ごとに実施計画を作成する。 年間監査計画書 ・策定日 毎年3月上旬 ・内容 ア 基本方針 イ 実施方針及び手続 ウ 監査日程 個別監査実施計画 ・作成日 毎年3月上旬年間計画と同時に作成 個別の通知等は監査日約1ヶ月前に通知 ・内容 ア 監査実施日 イ 調査期間 ウ 対象課	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	監査委員部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
10	定期監査	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局
根拠法令等	地方自治法 相模原市監査委員条例 相模原市監査委員職務執行規程 相模原市監査委員事務局規程	地方自治法 城山町監査委員条例 城山町監査委員職務執行規程 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程	地方自治法 津久井町監査委員条例 津久井町監査委員職務執行規程 津久井町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程	地方自治法 相模湖町監査委員条例 相模湖町監査委員職務執行規程 相模湖町監査委員事務局規程	地方自治法 藤野町監査委員条例 藤野町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程
歳出予算額（平成17年度）					
歳入予算額（平成17年度）					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査</p> <p>【内容】 実施時期 毎月（ただし、8月を除く。）</p> <p>対象部局 市長事務局 12部102課 保育園 17園 出張所 12所 議会事務局 1部2課 教育委員会 3部16課 公民館 23館 小学校 55校 中学校 27校 選挙管理委員会事務局 1部 公平委員会事務局 1課 監査委員事務局 1部 農業委員会事務局 1部 消防 1部12課 分署 12署 消防分団 9分団56部 水防倉庫 7箇所 防災備蓄倉庫 7箇所</p> <p>サイクル 部及びこれに準ずるものを単位として2年で全ての部が一巡するように実施している。 ただし、小中学校等については、次のとおり実施している。</p> <p>小学校・中学校 5年(毎回16校抽出) 保育園 6年(毎回6園抽出) 公民館 6年(毎回3-4館抽出) 出張所 6年(毎回4所抽出) 分署等 毎回15箇所抽出</p>	<p>【目的】 地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査</p> <p>【内容】 実施時期 4月から翌年3月まで</p> <p>対象部局 町長事務局 16課・班 保育所 2所</p> <p>議会事務局 1部 教育委員会 2課</p> <p>給食センター 1所 公民館 1館 小学校 4校 中学校 2校 選挙管理委員会事務局 1部 監査委員事務局 1部 農業委員会事務局 1部</p> <p>サイクル 課及びこれに準ずるものを単位として全て毎年実施している。</p> <p>経済課は川尻・中沢財産区会計を含む 保育所は福祉推進課の時に実施 給食センター・小中学校は教育総務課の時に実施 公民館は生涯学習課の時に実施</p>	<p>【目的】 地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査</p> <p>【内容】 実施時期 毎月（ただし、8月を除く。）</p> <p>対象部局 町長事務局 17課 保育園 7所 支所 4所 出張所 1所 議会事務局 1部 教育委員会 2課 生涯学習センター 1館 給食センター 1所 公民館 2館 小学校 7校 中学校 5校 選挙管理委員会事務局 1部 監査委員事務局 1部 農業委員会事務局 1部</p> <p>サイクル 課及びこれに準ずるものを単位として全て毎年実施している。 ただし、小中学校等については、2年に1回実施している。</p> <p>保育所は児童福祉課の時に実施 公民館は生涯学習課の時に実施</p>	<p>【目的】 地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査</p> <p>【内容】 実施時期 10月から3月</p> <p>対象部局 町長事務局 11課 議会事務局 1部 教育委員会 2課 選挙管理委員会事務局 1部 監査委員事務局 1部 農業委員会事務局 1部</p> <p>サイクル 課及びこれに準ずるものを単位として全て毎年実施している。</p>	<p>【目的】 地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査</p> <p>【内容】 実施時期 10月から3月</p> <p>対象部局 町長事務局 10課1館 議会事務局 1部 教育委員会 2課 選挙管理委員会事務局 1部 監査委員事務局 1部 農業委員会事務局 1部</p> <p>サイクル 課及びこれに準ずるものを単位として全て毎年実施している。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		監査委員部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
11	随時監査		A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	監査委員事務局 地方自治法 相模原市監査委員条例 相模原市監査委員職務執行規程 相模原市監査委員事務局規程	監査委員事務局 地方自治法 城山町監査委員条例 城山町監査委員職務執行規程 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程	監査委員事務局 地方自治法 津久井町監査委員条例 津久井町監査委員職務執行規程 津久井町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程	監査委員事務局 地方自治法 相模湖町監査委員条例 相模湖町監査委員職務執行規程 相模湖町監査委員事務局規程	監査委員事務局 地方自治法 藤野町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程
歳出予算額（平成17年度）					
歳入予算額（平成17年度）					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地方自治法第199条第2項、同条第5項、同条第7項及び同法第235条の2第2項の規定により行う監査は、随時監査とし、必要があると認めるときに行うものとする。</p> <p>【内容】 (1) 行政(事務)監査 地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査</p> <p>実施方法 独立監査実施方式 監査テーマ 年1回テーマを設定し実施する。 実施時期 毎年2月 調査期間 職員による準備調査期間は、監査月前の約5ヶ月間。 調査員 2名(専任)</p> <p>(2) 財政援助団体等監査 地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査</p> <p>実施方法 財政援助を与えている団体(補助金等500万円以上の団体)、出資団体(資本金等1/4以上の出資団体)及び公の施設の管理受託団体から選定基準に基づき年2～3団体抽出して実施。なお、所管課も併せて監査する。 実施時期 10月、2月 調査期間 職員による準備調査期間は、監査月前の約1ヶ月間。 調査員 3名(専任)</p> <p>(3) 工事監査 地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査</p> <p>実施方法 契約金額130万円以上の工事から対象工事を抽出し、年2回(社)日本技術士会に調査を委託して行う。 実施時期 11月及び2月 調査員 1名(兼任)</p> <p>(4) 公金の収納等の監査 地方自治法第235条の2第2項に基づく監査</p> <p>実施事例なし</p>	<p>【目的】 地方自治法第199条第2項、同条第5項、同条第7項及び同法第235条の2第2項の規定により行う監査は、随時監査とし、必要があると認めるときに行うものとする。</p> <p>【内容】 (1) 行政(事務)監査 地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査</p> <p>実施方法 定期監査並行随時方式 監査テーマ 定期監査時必要があると認められるときに、その事務を対象に実施する。 実施時期 定期監査時 調査期間 定期監査と同時期 調査員 事務局1名</p> <p>(2) 財政援助団体等監査 地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査</p> <p>実施方法 財政援助を与えている団体(補助金等500万円以上の団体)、出資団体(資本金等1/4以上の出資団体)から選定基準に基づき年1団体抽出して実施。 実施時期 10月 調査期間 職員による準備調査期間は、監査月前の約2週間。 調査員 事務局1名</p> <p>(3) 工事監査 地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査</p> <p>実施事例なし</p> <p>(4) 公金の収納等の監査 地方自治法第235条の2第2項に基づく監査</p> <p>実施事例なし</p>	<p>【目的】 地方自治法第199条第2項、同条第5項、同条第7項及び同法第235条の2第2項の規定により行う監査は、随時監査とし、必要があると認めるときに行うものとする。</p> <p>【内容】 (1) 行政(事務)監査 地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査</p> <p>実施方法 定期監査並行随時方式 監査テーマ 定期監査時必要があると認められるときに、その事務を対象に実施する。 実施時期 定期監査時 調査期間 定期監査と同時期 調査員 事務局2名</p> <p>(2) 財政援助団体等監査 地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査</p> <p>実施方法 財政援助を与えている団体(補助金等100万円以上の団体)、出資団体(資本金等1/4以上の出資団体)から選定基準に基づき年2団体抽出して実施。 実施時期 12月 調査期間 職員による準備調査期間は、監査月前の約1ヶ月間。 調査員 事務局2名</p> <p>(3) 工事監査 地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査</p> <p>実施方法 主な工事から2ヶ所程度抽出し実施している。 実施時期 概ね12月 調査員 事務局2名</p> <p>(4) 公金の収納等の監査 地方自治法第235条の2第2項に基づく監査</p> <p>平成14年度に一度実施した。 実施方法 指定金融機関の津久井郡農協を実施 実施時期 平成14年11月実施 調査員 事務局2名</p>	<p>【目的】 地方自治法第199条第2項、同条第5項、同条第7項及び同法第235条の2第2項の規定により行う監査は、随時監査とし、必要があると認めるときに行うものとする。</p> <p>【内容】 (1) 行政(事務)監査 地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査</p> <p>実施方法 定期監査並行随時方式 監査テーマ 定期監査時必要があると認められるときに、その事務を対象に実施する。 実施時期 定期監査時 調査期間 定期監査と同時期 調査員 事務局2名</p> <p>(2) 財政援助団体等監査 地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査</p> <p>実施事例なし</p> <p>必要の都度実施(平成16年度7月中旬1団体実施)</p> <p>(3) 工事監査 地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査</p> <p>実施事例なし</p> <p>(4) 公金の収納等の監査 地方自治法第235条の2第2項に基づく監査</p> <p>実施事例なし</p>	

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	監査委員部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
12	出納検査	A協議会 B幹事会 C専門部会			
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	監査委員事務局 地方自治法 相模原市監査委員条例 相模原市監査委員職務執行規程 相模原市監査委員事務局規程	監査委員事務局 地方自治法 城山町監査委員条例 城山町監査委員職務執行規程 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程	監査委員事務局 地方自治法 津久井町監査委員条例 津久井町監査委員職務執行規程 津久井町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程	監査委員事務局 地方自治法 相模湖町監査委員職務執行規程 相模湖町監査委員事務局規程	監査委員事務局 地方自治法 藤野町監査委員条例 藤野町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程
歳出予算額（平成17年度）					
歳入予算額（平成17年度）					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく検査</p> <p>【内容】 実施内容 毎月収入役の保管する現金の出納を検査する。 検査日 原則、毎月28日 実施方法 前月分の財務諸表の収支計算、関係諸帳簿の計数及び指定金融機関の預金残高帳簿の正否並びに支出命令の適否を検査する。 調査期間 支出命令の検査については約3週間、財務諸表等の検査については2日 調査員 支出命令については全員、財務諸表等については2名</p>	<p>【目的】 地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく検査</p> <p>【内容】 実施内容 毎月収入役の保管する現金の出納を検査する。 検査日 原則、毎月末日 実施方法 前月分の財務諸表の収支計算、関係諸帳簿の計数及び指定金融機関の預金残高帳簿の正否並びに支出命令の適否を検査する。 調査期間 支出命令及び財務諸表等の検査については約2日 調査員 事務局1名</p>	<p>【目的】 地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく検査</p> <p>【内容】 実施内容 毎月収入役の保管する現金の出納を検査する。 検査日 原則、毎月25日 実施方法 前月分の財務諸表の収支計算、関係諸帳簿の計数及び指定金融機関の預金残高帳簿の正否並びに支出命令の適否を検査する。 調査期間 支出命令及び財務諸表等の検査については約1週間 調査員 事務局2名</p>	<p>【目的】 地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく検査</p> <p>【内容】 実施内容 毎月助役の保管する現金の出納を検査する。 検査日 原則、毎月25日 実施方法 前月分の財務諸表の収支計算、関係諸帳簿の計数及び指定金融機関の預金残高帳簿の正否並びに支出命令の適否を検査する。 調査期間 支出命令及び財務諸表等の検査については約1週間 調査員 事務局2名</p>	<p>【目的】 地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく検査</p> <p>【内容】 実施内容 毎月収入役の保管する現金の出納を検査する。 検査日 原則、毎月23日 実施方法 前月分の財務諸表の収支計算、関係諸帳簿の計数及び指定金融機関の預金残高帳簿の正否並びに支出命令の適否を検査する。 調査期間 支出命令及び財務諸表等の検査については約1週間 調査員 事務局2名</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	監査委員部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
13	決算審査	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局
根拠法令等	地方自治法 相模原市監査委員条例 相模原市監査委員職務執行規程 相模原市監査委員事務局規程	地方自治法 城山町監査委員条例 城山町監査委員職務執行規程 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程	地方自治法 津久井町監査委員条例 津久井町監査委員職務執行規程 津久井町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程	地方自治法 相模湖町監査委員職務執行規程 相模湖町監査委員事務局規程	地方自治法 藤野町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程
歳出予算額（平成17年度）					
歳入予算額（平成17年度）					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地方自治法第233条第2項の規定に基づく決算審査及び同法241条第5項の規定に基づく基金の運用状況審査</p> <p>【内容】 実施方法 市長から提出された各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査、財産に関する調査及び基金の運用状況を示す書類を審査する。 決算認定 9月議会、8月上旬に決算審査意見書を市長に提出。 調査期間 職員による準備調査は7月(約3週間) 調査員 全職員 会計区分及び基金の種類 会計区分(7会計) ・一般会計 ・国民健康保険事業特別会計 ・下水道事業特別会計 ・老人保健医療事業特別会計 ・自動車駐車場事業特別会計 ・介護保険事業特別会計 ・母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計</p> <p>基金の種類(16基金) ・用品調達基金 ・財政調整基金 ・奨学基金 ・青年海外派遣基金 ・土地開発基金 ・社会福祉基金 ・美術品等収集基金 ・みどりのまちづくり基金 ・緑地保全基金 ・広場基金 ・公共料金支払基金 ・国際交流基金 ・市街地整備基金 ・青年起業家育成基金 ・介護保険給付費支払準備基金 ・減債基金</p>	<p>【目的】 地方自治法第233条第2項の規定に基づく決算審査及び同法241条第5項の規定に基づく基金の運用状況審査</p> <p>【内容】 実施方法 町長から提出された各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査、財産に関する調査及び基金の運用状況を示す書類を審査する。 決算認定 9月議会、8月下旬に決算審査意見書を町長に提出。 調査期間 職員による調査は7月(約2週間) 実施審査 監査委員による審査。8月上旬4日間 調査員 事務局1名 会計区分及び基金の種類 会計区分(7会計) ・一般会計 ・国民健康保険事業特別会計 ・下水道事業特別会計 ・老人保健医療事業特別会計 ・介護保険特別会計 ・川尻財産区特別会計 ・中沢財産区特別会計</p> <p>基金の種類(14基金) ・財政調整基金 ・減債基金 ・開発行為に伴う公共施設整備基金 ・文教福祉施設等建設基金 ・みどりのまちづくり基金 ・ふるさと創生事業基金 ・地域福祉基金 ・文化センター等建設事業基金 ・土地開発基金 ・国民健康保険診療報酬等支払準備基金 ・国民健康保険高額療養費貸付基金 ・介護保険給付費支払基金 ・川尻財産区基金 ・中沢財産区基金</p>	<p>【目的】 地方自治法第233条第2項の規定に基づく決算審査及び同法241条第5項の規定に基づく基金の運用状況審査</p> <p>【内容】 実施方法 町長から提出された各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査、財産に関する調査及び基金の運用状況を示す書類を審査する。 決算認定 9月議会、8月下旬に決算審査意見書を町長に提出。 調査期間 職員による調査は7月(約2週間) 実施審査 監査員による審査。8月上旬4日間 調査員 事務局2名 会計区分及び基金の種類 会計区分(13会計) ・一般会計 ・国民健康保険事業特別会計 ・老人保健医療事業特別会計 ・簡易水道特別会計 ・介護保険特別会計 ・学校給食事業特別会計 ・三井財産区特別会計 ・中野財産区特別会計 ・串川財産区特別会計 ・鳥屋財産区特別会計 ・青野原財産区特別会計 ・青根林野特別会計</p> <p>基金の種類(24基金) ・財政調整基金 ・減債基金 ・有英奨学貸付基金 ・公共施設整備基金 ・交通災害基金 ・高額療養費貸付基金 ・地域福祉基金 ・中道志川トラスト基金 ・コミュニティと緑の環境づくり基金 ・ふるさと文化振興基金 ・身体障害者福祉基金 ・道志ダム関連地域環境整備基金 ・国民健康保険出産費資金貸付基金 ・宮が瀬ダム道志水道水路環境整備基金 ・介護保険給付費支払準備基金 ・診療報酬等支払準備基金 ・簡易水道特別会計財政調整基金 ・三井財産区特別会計財政調整基金 ・中野財産区特別会計財政調整基金 ・串川財産区特別会計財政調整基金 ・鳥屋財産区特別会計財政調整基金 ・青野原財産区特別会計財政調整基金 ・青根林野特別会計財政調整基金</p>	<p>【目的】 地方自治法第233条第2項の規定に基づく決算審査及び同法241条第5項の規定に基づく基金の運用状況審査</p> <p>【内容】 実施方法 町長から提出された各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査、財産に関する調査及び基金の運用状況を示す書類を審査する。 決算認定 9月議会、8月下旬に決算審査意見書を町長に提出。 調査期間 職員による調査は7月(約2週間) 実施審査 監査員による審査。7月下旬～8月上旬5日間 調査員 事務局2名 会計区分及び基金の種類 会計区分(6会計) ・一般会計 ・下水道事業特別会計 ・国民健康保険特別会計 ・老人保健医療特別会計 ・介護保険特別会計 ・相模湖町・藤野町介護認定審査会特別会計</p> <p>基金の種類(10基金) ・財政調整基金 ・減債基金 ・町営住宅建設基金 ・義務教育施設整備費積立基金 ・ふるさと創生事業基金 ・ある文化とつるのいの町づくり基金 ・地域福祉基金 ・千木良公民館建設費積立基金 ・土地開発基金 ・国民年金印紙購入基金</p>	<p>【目的】 地方自治法第233条第2項の規定に基づく決算審査及び同法241条第5項の規定に基づく基金の運用状況審査</p> <p>【内容】 実施方法 町長から提出された各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査、財産に関する調査及び基金の運用状況を示す書類を審査する。 決算認定 9月議会、8月下旬に決算審査意見書を町長に提出。 調査期間 職員による調査は7月(約2週間) 実施審査 監査員による審査。8月上旬～中旬5日間 調査員 事務局2名 会計区分及び基金の種類 会計区分(17会計) ・一般会計 ・国民健康保険(事業勘定)特別会計 ・国民健康保険(施設勘定)特別会計 ・老人保健医療特別会計 ・介護保険医療特別会計 ・簡易水道特別会計 ・下水道事業特別会計 ・農業集落排水特別会計 ・やまなみ温泉特別会計 ・町営バス特別会計 ・吉野財産区会計 ・小淵財産区会計 ・沢井財産区会計 ・日連財産区会計 ・倉倉財産区会計 ・牧野財産区会計 ・佐野川財産区会計</p> <p>基金の種類(11基金) ・財政調整基金 ・町債償還基金 ・地域福祉基金 ・文化福祉施設建設基金 ・住宅建設基金 ・学校建築基金 ・教育振興基金 ・土地開発基金 ・国保支払準備基金 ・介護保険給付費支払準備基金 ・やまなみ温泉施設整備基金</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	監査委員会部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
14	請求監査	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局
根拠法令等	地方自治法 相模原市監査委員条例 相模原市監査委員職務執行規程 相模原市監査委員事務局規程	地方自治法 城山町監査委員条例 城山町監査委員職務執行規程 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程	地方自治法 津久井町監査委員条例 津久井町監査委員職務執行規程 津久井町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程	地方自治法 相模湖町監査委員条例 相模湖町監査委員職務執行規程 相模湖町監査委員事務局規程	地方自治法 藤野町監査委員条例 藤野町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程
歳出予算額（平成17年度）					
歳入予算額（平成17年度）					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地方自治法第75条及び同法第242条第1項の規定に基づく監査</p> <p>【内容】 (1) 住民監査請求監査 地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求監査</p> <p>請求件数 平成16年度に2件あり 調査員 3名(専任)</p> <p>(2) 事務監査請求監査 地方自治法第75条の規定に基づく請求監査</p> <p>実施事例なし</p>	<p>【目的】 地方自治法第75条及び同法第242条第1項の規定に基づく監査</p> <p>【内容】 (1) 住民監査請求監査 地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求監査</p> <p>請求件数 平成16年度に2件あり 調査員 事務局1名</p> <p>(2) 事務監査請求監査 地方自治法第75条の規定に基づく請求監査</p> <p>実施事例なし</p>	<p>【目的】 地方自治法第75条及び同法第242条第1項の規定に基づく監査</p> <p>【内容】 (1) 住民監査請求監査 地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求監査</p> <p>請求件数 平成16年度に1件あり 調査員 事務局2名</p> <p>(2) 事務監査請求監査 地方自治法第75条の規定に基づく請求監査</p> <p>実施事例なし</p>	<p>【目的】 地方自治法第75条及び同法第242条第1項の規定に基づく監査</p> <p>【内容】 (1) 住民監査請求監査 地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求監査</p> <p>請求件数 平成16年度は無し 調査員 事務局2名</p> <p>(2) 事務監査請求監査 地方自治法第75条の規定に基づく請求監査</p> <p>実施事例なし</p>	<p>【目的】 地方自治法第75条及び同法第242条第1項の規定に基づく監査</p> <p>【内容】 (1) 住民監査請求監査 地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求監査</p> <p>請求件数 平成16年度は無し 調査員 事務局2名</p> <p>(2) 事務監査請求監査 地方自治法第75条の規定に基づく請求監査</p> <p>実施事例なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	監査委員部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
15	要求監査	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局
根拠法令等	地方自治法 相模原市監査委員条例 相模原市監査委員職務執行規程 相模原市監査委員事務局規程	地方自治法 城山町監査委員条例 城山町監査委員職務執行規程 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程	地方自治法 津久井町監査委員条例 津久井町監査委員職務執行規程 津久井町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程	地方自治法 相模湖町監査委員条例 相模湖町監査委員職務執行規程 相模湖町監査委員事務局規程	地方自治法 藤野町監査委員条例 藤野町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程
歳出予算額（平成17年度）					
歳入予算額（平成17年度）					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地方自治法第98条第2項、同法第199条第6項、同法第235条の2第2項及び同法第243条の2第3項に基づく監査。</p> <p>【内容】 (1) 議会からの事務に関する要求監査 地方自治法第98条第2項に基づく監査 平成15年度、16年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(2) 長からの事務執行に関する要求監査 地方自治法第199条第6項に基づく監査 平成15年度、16年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(3) 長からの公金の収納等の要求監査 地方自治法第235条の2第2項に基づく監査 平成15年度、16年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(4) 長から職員の賠償責任に関する要求監査 地方自治法第243条の2第3項に基づく監査 平成15年度、16年度とも、監査実施事例なし</p>	<p>【目的】 地方自治法第98条第2項、同法第199条第6項、同法第235条の2第2項及び同法第243条の2第3項に基づく監査。</p> <p>【内容】 (1) 議会からの事務に関する要求監査 地方自治法第98条第2項に基づく監査 平成15年度、16年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(2) 長からの事務執行に関する要求監査 地方自治法第199条第6項に基づく監査 平成15年度、16年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(3) 長からの公金の収納等の要求監査 地方自治法第235条の2第2項に基づく監査 平成15年度、16年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(4) 長から職員の賠償責任に関する要求監査 地方自治法第243条の2第3項に基づく監査 平成15年度、16年度とも、監査実施事例なし</p>	<p>【目的】 地方自治法第98条第2項、同法第199条第6項、同法第235条の2第2項及び同法第243条の2第3項に基づく監査。</p> <p>【内容】 (1) 議会からの事務に関する要求監査 地方自治法第98条第2項に基づく監査 平成15年度、16年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(2) 長からの事務執行に関する要求監査 地方自治法第199条第6項に基づく監査 平成15年度、16年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(3) 長からの公金の収納等の要求監査 地方自治法第235条の2第2項に基づく監査 平成15年度、16年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(4) 長から職員の賠償責任に関する要求監査 地方自治法第243条の2第3項に基づく監査 平成15年度、16年度とも、監査実施事例なし</p>	<p>【目的】 地方自治法第98条第2項、同法第199条第6項、同法第235条の2第2項及び同法第243条の2第3項に基づく監査。</p> <p>【内容】 (1) 議会からの事務に関する要求監査 地方自治法第98条第2項に基づく監査 平成15年度、16年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(2) 長からの事務執行に関する要求監査 地方自治法第199条第6項に基づく監査 平成15年度、16年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(3) 長からの公金の収納等の要求監査 地方自治法第235条の2第2項に基づく監査 平成15年度、16年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(4) 長から職員の賠償責任に関する要求監査 地方自治法第243条の2第3項に基づく監査 平成15年度、16年度とも、監査実施事例なし</p>	<p>【目的】 地方自治法第98条第2項、同法第199条第6項、同法第235条の2第2項及び同法第243条の2第3項に基づく監査。</p> <p>【内容】 (1) 議会からの事務に関する要求監査 地方自治法第98条第2項に基づく監査 平成15年度、16年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(2) 長からの事務執行に関する要求監査 地方自治法第199条第6項に基づく監査 平成15年度、16年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(3) 長からの公金の収納等の要求監査 地方自治法第235条の2第2項に基づく監査 平成15年度、16年度とも、監査実施事例なし</p> <p>(4) 長から職員の賠償責任に関する要求監査 地方自治法第243条の2第3項に基づく監査 平成15年度、16年度とも、監査実施事例なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			
29	各種事務事業の取扱い	監査委員部会			
事務事業番号	事務事業名	協議ランク			
16	報告の徴収等	A協議会 B幹事会 C専門部会			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局
根拠法令等	地方自治法 相模原市監査委員条例 相模原市監査委員職務執行規程 相模原市監査委員事務局規程	地方自治法 城山町監査委員条例 城山町監査委員職務執行規程 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程	地方自治法 津久井町監査委員条例 津久井町監査委員職務執行規程 津久井町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程	地方自治法 相模湖町監査委員条例 相模湖町監査委員職務執行規程 相模湖町監査委員事務局規程	地方自治法 藤野町監査委員事務局の組織及び運用等に関する規程
歳出予算額（平成17年度）					
歳入予算額（平成17年度）					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地方自治法施行令第168条の4第1項に基づく検査の結果の報告、同法第125条に基づく採択請願の処理等並びに同法第199条第10項の規定による市の組織及び運営の合理化に資するための意見及び同法第252条の38第4項(同法第252条の39第14項、同法第252条の40第6項、同法第252条の41第6項及び同法第252条の42第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見の提出</p> <p>【内容】 (1) 収入役による指定金融機関等の検査 地方自治法施行令第168条の4第3項に基づき収入役による指定金融機関等に対する検査の結果につき、報告を求める。 平成16年度の事業実績 平成16年12月に、9金融機関（郵便局を含む）の支店における市税等公金収納事務取扱状況について抽出調査を行った結果の報告があった。 (2) 採択請願の処理 地方自治法第125条による請願の処理等を行う。 平成16年度の事業実績 該当事項なし (3) その他意見の提出 地方自治法第199条第10項及び同法第252条の38第4項に基づく意見の提出 平成16年度の事業実績 該当事項なし</p>	<p>【目的】 地方自治法施行令第168条の4第1項に基づく検査の結果の報告、同法第125条に基づく採択請願の処理等並びに同法第199条第10項の規定による町の組織及び運営の合理化に資するための意見及び同法第252条の38第4項(同法第252条の39第14項、同法第252条の40第6項、同法第252条の41第6項及び同法第252条の42第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見の提出</p> <p>【内容】 (1) 収入役による指定金融機関等の検査 地方自治法施行令第168条の4第3項に基づき収入役による指定金融機関等に対する検査の結果につき、報告を求める。 平成16年度の事業実績 平成16年4月及び11月に、2金融機関における公金収納事務取扱状況について調査を行った結果の報告があった。 (2) 採択請願の処理 地方自治法第125条による請願の処理等を行う。 平成16年度の事業実績 該当事項なし (3) その他意見の提出 地方自治法第199条第10項及び同法第252条の38第4項に基づく意見の提出 平成16年度の事業実績 該当事項なし</p>	<p>【目的】 地方自治法施行令第168条の4第1項に基づく検査の結果の報告、同法第125条に基づく採択請願の処理等並びに同法第199条第10項の規定による町の組織及び運営の合理化に資するための意見及び同法第252条の38第4項(同法第252条の39第14項、同法第252条の40第6項、同法第252条の41第6項及び同法第252条の42第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見の提出</p> <p>【内容】 (1) 収入役による指定金融機関等の検査 地方自治法施行令第168条の4第3項に基づき収入役による指定金融機関等に対する検査の結果につき、報告を求める。 平成16年度の事業実績 該当事項なし (2) 採択請願の処理 地方自治法第125条による請願の処理等を行う。 平成16年度の事業実績 該当事項なし (3) その他意見の提出 地方自治法第199条第10項及び同法第252条の38第4項に基づく意見の提出 平成16年度の事業実績 該当事項なし</p>	<p>【目的】 地方自治法施行令第168条の4第1項に基づく検査の結果の報告、同法第125条に基づく採択請願の処理等並びに同法第199条第10項の規定による町の組織及び運営の合理化に資するための意見及び同法第252条の38第4項(同法第252条の39第14項、同法第252条の40第6項、同法第252条の41第6項及び同法第252条の42第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見の提出</p> <p>【内容】 (1) 助役による指定金融機関等の検査 地方自治法施行令第168条の4第3項に基づき助役による指定金融機関等に対する検査の結果につき、報告を求める。 平成16年度の事業実績 該当事項なし (2) 採択請願の処理 地方自治法第125条による請願の処理等を行う。 平成16年度の事業実績 該当事項なし (3) その他意見の提出 地方自治法第199条第10項及び同法第252条の38第4項に基づく意見の提出 平成16年度の事業実績 該当事項なし</p>	<p>【目的】 地方自治法施行令第168条の4第1項に基づく検査の結果の報告、同法第125条に基づく採択請願の処理等並びに同法第199条第10項の規定による町の組織及び運営の合理化に資するための意見及び同法第252条の38第4項(同法第252条の39第14項、同法第252条の40第6項、同法第252条の41第6項及び同法第252条の42第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見の提出</p> <p>【内容】 (1) 収入役による指定金融機関等の検査 地方自治法施行令第168条の4第3項に基づき収入役による指定金融機関等に対する検査の結果につき、報告を求める。 平成16年度の事業実績 該当事項なし (2) 採択請願の処理 地方自治法第125条による請願の処理等を行う。 平成16年度の事業実績 該当事項なし (3) その他意見の提出 地方自治法第199条第10項及び同法第252条の38第4項に基づく意見の提出 平成16年度の事業実績 該当事項なし</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		監査委員部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
17	外部監査		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員事務局
根拠法令等	地方自治法 相模原市監査委員条例 相模原市監査委員職務執行規程 相模原市監査委員事務局規程 相模原市外部監査契約に基づく監査に関する条例	地方自治法 城山町監査委員条例 城山町監査委員職務執行規程 城山町監査委員事務局の組織及び運営に関する規程 城山町外部監査契約に基づく監査に関する条例			
歳出予算額（平成17年度）	19,653千円	0千円			
歳入予算額（平成17年度）	66千円	0千円			
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地方自治法第252条の36の規定による包括外部監査及び同法第252条の39他の規定による個別外部監査を実施することにより、監査委員が実施する監査を補充し、監査機能の一層の充実を図るもの。</p> <p>【内容】 外部監査人が監査を実施するにあたって、事務局は外部監査人補助者に関する協議等の法定事務を行うとともに、外部監査人が行う監査の適正かつ円滑な遂行に協力するため、代表監査委員の指示を受けて、監査の事務に支障のない範囲内で外部監査人に協力する。 なお、平成17年度から市長の権限に属する事務の一部を事務局職員が補助執行することとなり、契約事務から外部監査結果に関する報告の受理までの一連の事務を行う。</p> <p>包括外部監査 外部監査人が監査テーマを決めて、年1回以上行うもの。 旅費 16千円 需用費 69千円 役務費 68千円 委託料 16,500千円</p> <p>個別外部監査 住民監査請求等の請求または要求に基づく監査について、監査委員監査に代えて外部監査人による監査を求めることができるもの（H13年度から16年度まで該当なし）。 委託料 3,000千円</p> <p>* 外部監査人候補者の選定、議案の提出等は市長事務局の総務部行政システム課で事務処理をしている。</p>	<p>【目的】 地方自治法に定められた法定事務及び同法第252条の33の規定に基づく外部監査人への協力</p> <p>【内容】 外部監査人が監査を実施するにあたって、事務局は外部監査人補助者に関する協議等の法定事務を行うとともに、外部監査人が行う監査の適正かつ円滑な遂行に協力するため、代表監査委員の指示を受けて、監査の事務に支障のない範囲内で外部監査人に協力する。 平成16年度より制度化</p> <p>* 外部監査契約は、総務部総務課で事務処理をしている。</p>	該当なし	該当なし	該当なし

会 計 部 会

事務事業現況調書

合併協議事項番号 29	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 会計部会		
事務事業番号 6	事務事業名 収入事務		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
根拠法令等	会計課 地方自治法・ 相模原市会計規則	会計班 地方自治法・ 城山町会計規則	会計課 地方自治法・ 津久井町予算決算会計規則	会計課 地方自治法・ 相模湖町予算決算会計規則	収入役室 地方自治法 藤野町予算決算会計規則
歳出予算額（平成17年度）	46,117千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p style="text-align: center;">（窓口収納）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定金融機関（横浜銀行）及び、収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）で収納された収納金（窓口収納）は、各収納代理金融機関ごとの取りまとめ店が取りまとめ、指定金融機関総括店の相模原駅前支店に送金（原則収納日の翌日）する。 ・日本郵政公社で収納された収納金（窓口収納）は、取扱種別ごとの日本郵政公社口座（口座名義は、相模原市収入役）に振り分けられ、相模原郵便局が各口座に入金された合計額の小切手を作成し会計課に持ち込む。 ・指定金融機関及び、収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）は、取り扱い手数料は無料。 ・日本郵政公社は、取り扱い手数料は有料（担当課） <p style="text-align: center;">（口座収納）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替による収納は、月1回 会計課窓口で、各収納代理金融機関の取りまとめ店にMTを受け渡す。 ・口座振替における収納金は、各収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）の取りまとめ店が取りまとめ、指定金融機関総括店の相模原駅前支店に送金する。 引落し結果MTは、各収納代理金融機関の取りまとめ店が会計課に持ち込む。 ・日本郵政公社分の口座振替における収納金は、窓口収納と同様に取扱種別ごとの日本郵政公社口座に振り分けられ、相模原郵便局が小切手を作成し会計課に持ち込む。 ・口座振替依頼書のデータ入力作業は、会計課が行う。 ・指定金融機関及び、収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）への口座振替手数料(担当課)は、1件当たり7.5円を上期、下期の2回に分けて支払う。日本郵政公社は、1件10円 <p style="text-align: center;">（納付書消込）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定金融機関の横浜銀行相模原駅前支店から納付書（納入済通知書）等を受け取る。 OCR納付書は、会計課でOCR読み取りを行い消込データを作成する。 パンチ納付書は、納税課が消込データを作成する。消し込み作業は、毎日行う。 <p style="text-align: center;">（日計表）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定金融機関からの残高報告書を毎日徴し、会計課では各会計毎の残高を集計した日計表を毎日作成している。 				
	<p style="text-align: center;">（窓口収納）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定金融機関（津久井郡農業協同組合）、指定代理金融機関（横浜銀行）及び、収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）で収納された収納金（窓口収納）は、各指定、収納代理金融機関ごとの取りまとめ店が取りまとめ、指定金融機関総括店の川尻支所に収入日計表を送付（原則収納日の翌日）する。 ・日本郵政公社で収納された収納金納付書は指定金融機関役場派出所に送付され、それにもとづき派出所で収入日計表を作成する。 ・指定金融機関、指定代理及び収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）は、取り扱い手数料は無料。日本郵政公社は有料。（担当課） <p style="text-align: center;">（口座収納）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替による収納は月1回（担当課） 収納課で、各指定、収納代理金融機関の取りまとめ店に向き、MTで依頼する。 ・口座振替における収納金は各指定・収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）の取りまとめ店が取りまとめ、指定金融機関総括店の川尻支所に収入日計表を送付する。 引落し結果MTは、各指定代理・収納代理金融機関の取りまとめ店に収納課が出向き受け取る。 ・日本郵政公社分の口座振替における収納金は、窓口収納と同様に引落しし結果を派出所へ送付する。 ・口座振替依頼書のデータ入力作業は、収納課が行う。指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）への口座振替手数料（担当課）は1件当たり21円を年2回（10月、4月）に分けて支払う。日本郵政公社は1件10円 <p style="text-align: center;">（納付書消込）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定金融機関の津久井郡農業協同組合川尻支所から納付書（納入済通知書）等を担当課で受け取る。 OCR納付書は、収納課でOCR読み取りを行い消込データを作成する。パンチ納付書も収納課が消込データを作成する。消込作業は、毎日行う。 <p style="text-align: center;">（日計表）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定金融機関から各金融機関の収入日計表を毎日徴し、会計班では各会計毎の残高を集計した日計表を毎日作成している。 	<p style="text-align: center;">（窓口収納）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定金融機関（津久井郡農業協同組合）及び、収納代理金融機関で収納された収納金（窓口収納）は、各収納代理金融機関ごとの取りまとめ店が取りまとめ、それぞれの津久井町収入役口座に入金する。各収納代理金融機関は、収入日計書に納付書（納付済通知書）等を添えて指定金融機関総括店の中野支所に送付する。 ・指定金融機関及び、収納代理金融機関（日本郵政公社を除く）は、取り扱い手数料は無料。 ・日本郵政公社は、取り扱い手数料は有料（担当課） <p style="text-align: center;">（口座収納）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替による収納は、月1回、担当課が、各収納代理金融機関の取りまとめ店にMTを受け渡す。引落し結果MTは、各収納代理金融機関の取りまとめ店が担当課に持ち込む。 ・口座振替依頼書の作成は、各担当課が行う。 ・指定金融機関及び、収納代理金融機関への口座振替手数料(担当課)は、1件当たり20円を年2回支払う。日本郵政公社は1件10円、毎月支払う。 <p style="text-align: center;">（公金回収）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて各収納代理金融機関から小切手の発行をし、指定金融機関に持ち込む。 <p style="text-align: center;">（納付書消込）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定金融機関の津久井郡農業協同組合役場内派出所から納付書（納入済通知書）等を受け取る。日計表の決裁後、各担当に納付書を配布し、担当課にて消し込みを行う。 <p style="text-align: center;">（日計表）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定金融機関からの残高報告書を毎日徴し、会計課では指定金融機関作成の各会計毎の残高を集計した日計表の検査（決裁）を行う。 	<p style="text-align: center;">（窓口収納）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定金融機関（津久井郡農業協同組合）、指定代理金融機関及び、収納代理金融機関で収納された収納金（窓口収納）は、各金融機関ごとの取りまとめ店が取りまとめ、それぞれの藤野町収入役口座に入金する。各金融機関は、収入日計表に納付書（納付済通知書）等を添えて指定金融機関総括店の藤野支所もしくは役場内派出所に送付する。 ・日本郵政公社で収納された収納金は、日本郵政公社の藤野町収入役口座に入金される。納付書（納付済通知書）等は収入役室に送付され、収入役室職員が週に2回吉野郵便局にて払戻しし収入日計表を作成して指定金融機関役場派出所に現金を持ち込む。 ・指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関は、取扱手数料は無料。 ・日本郵政公社は、有料。（担当課） <p style="text-align: center;">（口座収納）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替による収納は、月1回、担当課が、指定金融機関、指定代理金融機関及び、日本郵政公社（吉野郵便局）にFD若しくは口座振替納付書を持参し、依頼する。 ・口座振替における収納金は、各指定、指定代理金融機関の取りまとめ店がとりまとめ、それぞれの藤野町収入役口座に入金する。引落し結果FDは各指定、指定代理金融機関から担当課へ送付（一部担当課が回収あり）され、口座振替済報告書は収入日計表に添えて指定金融機関総括店の藤野支所もしくは役場派出所に送付する ・日本郵政公社分の口座振替による収納金は、窓口収納と同様に藤野町収入役口座に入金される 口座振替済報告書は窓口収納分の納付済通知書と同様の取り扱いをし、引落し結果FDは担当課へ送付する。 ・指定金融機関及び、指定代理金融機関への口座振替手数料（担当課）は、1件当たり21円を年2回支払う。日本郵政公社は、1件当たり10円を毎月支払う。 <p style="text-align: center;">（公金回収）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、各指定代理、収納代理金融機関から口座振込小切手の発行により、指定金融機関へ送金、持ち込む。 <p style="text-align: center;">（納付書消込）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定金融機関の津久井郡農業協同組合役場内派出所から各金融機関の収入日計表と納付書（納付済通知書）等を受け取る。日計表の決裁後、各担当に納付書を配布し、担当課にて消し込みを行う。 <p style="text-align: center;">（日計表）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定金融機関の津久井郡農業協同組合役場内派出所から各金融機関の収入日計表を毎日徴し収入役室では財務会計システムにより各会計毎の残高集計した日計表を毎日作成している。 		

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		会計部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
7	支出事務		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	会計課	会計班	会計課	会計課	収入役室
根拠法令等	地方自治法・相模原市会計規則	地方自治法・城山町会計規則	地方自治法・津久井町予算決算会計規則	地方自治法・相模湖町予算決算会計規則	地方自治法・藤野町予算決算会計規則
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>支払事務</p> <ul style="list-style-type: none"> （口座振込による支払い） ・口座振込データをパソコン使用したデータ転送により、依頼をする。 振込先口座情報は、マスタ登録してある債権者情報を使用する。 データ作成は、支出命令票の支払希望日の4営業日前に作成を行い、3営業日前に依頼。 ・口座振込指令書による依頼 予算執行票の希望予定日の1営業日前に依頼を行う。 ・口座振込データMT、FDによる依頼 予算執行課が、MT、FDの作成を行い依頼をする。（職員給与、非常勤賃金、各福祉手当等） <p>（納付書、振込用紙による支払い）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算執行票の支払希望日の1営業日前に依頼を行う。 <p>（窓口での現金支払い）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜銀行相模原市役所出張所の窓口で受領する。 <p>（資金前渡等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 50万円以上の受領、金種がある場合は、受領日の2営業前までに総括店に連絡を行う。 <p>（支払日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所営業日でかつ金融機関営業日の毎日、支払いを行っている。 	<p>支払事務</p> <ul style="list-style-type: none"> （口座振込による支払い） ・口座振込データをパソコン仕様にしたデータでFDに写し依頼する。 振込先口座情報は、債権者登録情報を使用する。 データ作成は、支出命令書の支払希望日の5営業日前に作成を行い、4営業日前に本所に依頼。 ・口座振替支払通知書による依頼 希望支出予定日の2営業日前に依頼を行う。 ・口座振込データFDによる依頼 予算執行課（総務課）がFDの作成を行い依頼する。（職員給与） <p>（納付書、振込用紙による依頼）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払期日の2営業日前に川尻支所に依頼を行う。 <p>（窓口での現金支払い）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津久井郡農業協同組合城山町役場出張所の窓口で受領する。 <p>（資金前渡等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 受領日の1営業前までに出張所職員に依頼をする。 <p>（支払日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役場営業日でかつ金融機関営業日の毎日、支払いを行っている。 	<p>支払事務</p> <ul style="list-style-type: none"> （口座振込による支払い） ・定期の口座払（月6回、5日おき）、随時振込（随時に支払）、その他払（緊急の支払）による支払。 振込先口座情報は、財務会計システムによる債権者登録情報を使用する。 ・口座振込データFDによる依頼 定期の口座払については、会計課でFDの作成を行い依頼を行う。6営業日前にFDを作成し、送付する。職員給与、児童手当の支払は、担当課FDを作成する。 ・口座振込依頼書による依頼 随時振込・その他払については口座振込依頼書により、支払予定日の2営業日前に依頼を行う。 <p>（納付書、振込用紙による支払い）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払予定日の2営業日前に依頼を行う。 ・公共料金支払基金による運用管理は行っていないので、全て納付書による支払となる。 <p>（窓口での現金支払い）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津久井郡農業協同組合中野支所役場内派出所の窓口で受領する。（資金前渡等） 受領日の1営業前までに総括店に連絡を行う。 <p>（支払日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役場営業日でかつ金融機関営業日の毎日、支払いを行っている。 <p>（支払通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振込通知書・支払通知書を作成し、債権者に支払内容を通知する。 	<p>支払事務</p> <ul style="list-style-type: none"> （口座振込による支払い） ・各課起票の伝票をもとに、口座振込依頼書を会計課にて作成し、指定金融機関に2営業日前に振込み依頼をする。 ・口座振込データMTによる依頼 予算執行課が、MTの作成を行い依頼をする。（職員給与のみ） （納付書、振込用紙による支払い） ・支払希望日の2営業日前に依頼を行う。 <p>（窓口での現金支払い）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津久井郡農業協同組合相模湖町役場内出張所の窓口で受領する。 <p>（支払日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役場営業日でかつ金融機関営業日の毎月5の付く日（土日の場合、月曜日とする）に、支払いを行っている。 <p>（窓口での現金支払い）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津久井郡農業協同組合藤野町役場内派出所の窓口で受領する。 <p>（支払日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期支払日は、毎月10日、20日、月末日で、支払日が休日の場合は金融機関の前営業日。 <p>（支払通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振込通知書を作成し、債権者に支払内容を通知する。（通知を希望する債権者のみ） 	<p>支払事務</p> <ul style="list-style-type: none"> （口座振込による支払い） ・定期支払い 口座振込データFDを作成し、支払日の6営業日前に津久井郡農協藤野支所に依頼する。 ・随時支払い 振込依頼書を作成し、支払日の2日前に津久井郡農協藤野町役場内派出所へ依頼する。 ・職員給与は、給与担当課（総務課）でデータFDを作成し、支払日の5営業日前に津久井郡農協藤野支所に依頼する。 ・振込先口座情報は、マスタ登録情報を使用する。 <p>（納付書、振込用紙による支払い）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払日の2日前に津久井郡農協藤野町役場内派出所に依頼する。 <p>（窓口での現金支払い）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津久井郡農協藤野町役場内派出所の窓口で受領する。 <p>（支払日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期支払日は、毎月10日、20日、月末日、支払日が休日の場合は金融機関の前営業日。 <p>（支払通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振込通知書を作成し、債権者に支払内容を通知する。（通知を希望する債権者のみ）

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		会計部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
8	指定金融機関等		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	会計課	会計班	会計課	会計課	収入役室
根拠法令等	地方自治法・相模原市会計規則	地方自治法・城山町会計規則	地方自治法・津久井町予算決算会計規則・津久井町公金管理運用会議設置要綱	地方自治法・相模湖町予算決算会計規則	地方自治法・藤野町予算決算会計規則
歳出予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>(指定金融機関等の検査) 公金取扱状況検査実施</p> <p>1. 検査対象 指定金融機関総括店については、毎年実施。その他については、取扱高、検査実績を考慮して選定随時検査は、必要の都度実施</p> <p>2. 検査時期 平成17年度は17年7月・8月に実施済み</p> <p>3. 検査方法 (1) 公金受入簿記載内容 (2) 収入原符(収入控票)の領収日 (3) 収入原符(収入控票)の整理編てつ (4) 公金受入簿と収入原符(収入控票)との照合等 (5) 前期前納付報奨金の取扱い (6) 延滞金の収納 (7) 収納金の口座より生じた利子 (8) その他必要な事項</p> <p>指定金融機関等の指定については、財務課が担当</p> <p>(資金運用) 歳計現金、基金等の安全かつ適切な運用を目的とし、収入役、担当部長を構成員とした資金会議で定めた資金運用基準に基づき、資金を運用している。 なお、各課・機関より毎月20日までに翌月の収支予定表及び年間及び上・下半期収支予定表の提出を受け、これに前年の実績を考慮して、資金計画を立案している。</p>	<p>(指定金融機関等の検査) 公金取扱状況検査実施</p> <p>1. 検査対象 指定金融機関総括店、その他金融機関を順次選定 随時検査は、必要の都度実施</p> <p>2. 検査時期 平成17年度は17年11月に実施予定</p> <p>3. 検査方法 (1) 公金受入簿記載内容 (2) 収入原符(収入控票)の領収日 (3) 収入原符(収入控票)等の整理 (4) 公金受入簿と収入原符(収入控票)との照合等 (5) 延滞金、督促手数料の収納 (6) その他必要な事項</p> <p>指定金融機関等の指定については、財務課が担当</p> <p>(資金運用) 歳計現金、基金等の安全かつ適切な運用のため予算に基づき、収入役及び財務課と協議をして運用を行っている。 各課より毎月20日までに、翌月200万以上の支出がある場合、支出予定表の提出、年間収支予定表を財務課が作成。 歳計現金に不足が生じたときは、収入役が町長と協議し基金の繰替運用を行う。</p>	<p>(指定金融機関等の検査) 公金取扱状況について検査を実施</p> <p>1. 検査対象 指定金融機関総括店については、毎年実施。収納代理金融機関については、取扱高等を考慮して選定。</p> <p>2. 検査時期 平成17年度は17年11月に実施予定</p> <p>3. 検査事項 (1) 公金の収納事務及び収納金の振替事務の取扱い (2) 小切手の支払、送金払、口座振替払、繰替払その他公金の支払事務の取扱い (3) 公金の預金状況 (4) 帳簿及び証拠書類の整理 (5) その他必要な事項</p> <p>指定金融機関等の指定については、財務課が担当</p> <p>(資金運用) 公金管理・運用指針を円滑に実施するため、収入役、関係課長を構成員とした公金管理運用会議を設置し、計画に基づき資金を運用している。 なお、財務課より年間収支予定表の提出を受け、これに前年の実績を考慮して、資金計画を立案している。</p>	<p>(指定金融機関等の検査) 公金取扱状況検査実施</p> <p>1. 検査対象 指定金融機関・収納代理金融機関</p> <p>2. 検査方法 納付書・伝票と日計表を照合し、検査する。また、毎月月初めに各金融機関の通帳記帳を行い通帳と日計表の残高の検査を行う。</p> <p>指定金融機関等の指定については、町長が行なう</p> <p>(資金運用) 歳計現金、基金等の安全かつ適切な運用を目的とし、助役と会計課が調整の上、資金を運用している。</p> <p>(資金運用) 歳計現金、基金等の安全かつ適切な運用を行うため、収入役と財政担当課が協議をして運用を行っている。</p>	<p>(指定金融機関等の検査) 公金取扱状況検査実施</p> <p>1. 検査対象 指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関</p> <p>2. 検査方法 日計表と納付書及び伝票等との照合と共に、各金融機関の預金通帳残高と日計表との照合等により検査を行う。</p> <p>指定金融機関等の指定については、財政担当課が担当する。</p> <p>(資金運用) 歳計現金、基金等の安全かつ適切な運用を行うため、収入役と財政担当課が協議をして運用を行っている。</p>

事務事業現況調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		
29	各種事務事業の取扱い		会計部会		
事務事業番号	事務事業名		協議ランク		
9	公共料金支払基金の運用管理		A協議会 B幹事会 C専門部会		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
担当課名	会計課	会計班	会計課	会計課	収入役室
根拠法令等	相模原市公共料金支払基金条例・相模原市公共料金支払基金施行規則				
歳出予算額（平成17年度）	300,000千円	0千円	0千円	0千円	0千円
歳入予算額（平成17年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
【事務事業の内容】	<p>公共料金の支払事務を円滑かつ効率的に行うため（予算執行票の削減、審査事務の負担軽減）、公共料金支払基金を設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共料金支払基金（3億円）を原資とし、口座引落しでの支払いを行う。 1ヶ月間の引落とし結果をもとに施設管理課の歳出予算から公共料金支払基金への振り替えをバッチ処理により行う。 ・公共料金の種類は、電気料金、ガス料金、上下水道料金、電信電話料金、放送受信料 	現在実施していない。	該当なし 公共料金の支払は、全て納付書によって支払を行っている。	基金からの公共料金の口座引き落としはしておりません。納付書（請求書）による支払いをしている。	<p>基金の設置はありませんが、口座引落しでの支払いは実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各会計毎の口座（一般会計については口座引落専用の口座）から口座引落しでの支払いを行う。 ・2ヶ月間の引き落とし明細を各担当課へ配布し、支出伝票の提出を求め財務会計システムへ登録する。 ・口座引落を行っている公共料金は、電気料金、電話料金、上下水道料金で、一部納付書による支払をしています。